

福島県自転車利用に関する安全・安心条例（仮称）素案

■論点1 目的

条文案

○この条例は、自転車の安全で適正な利用に関し、基本理念を定め、県、自転車利用者、県民、事業者及び自動車運転手の責務並びに関係団体及び市町村の役割を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策の基本的な事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進し、もって歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

左記の解説

条例の制定目的の明確化。
具体的には、自転車の安全で適正な利用を促進し、もって県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することである。

■他県条例

①北海道

(目的)
第1条 この条例は、自転車の活用及び安全な利用(以下「自転車の活用等」という。)の推進に関し、基本理念を定め、並びに道及び自転車利用者の責務等を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、自転車の活用等の推進に関する施策を総合的に推進し、もって環境への負荷の低減、道民の健康の増進、観光の振興等に資することを目的とする。

②青森県

(目的)
第一条 この条例は、自転車の安全な利用等の促進について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び交通安全団体の責務を明らかにするとともに、自転車の安全な利用等の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全な利用等の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の形成に寄与することを目的とする。

③宮城県

(目的)
第一条 この条例は、自転車の安全利用の促進について、基本理念を定め、県、県民、自転車利用者その他の関係者の責務を明らかにするとともに、自転車の安全利用に関する施策の基本的な事項を定めることにより、自転車の安全利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって歩行者、自転車、自動車等が安全に通行し、かつ、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

④山形県

(目的)
第1条 この条例は、自転車の活用による環境への負荷の低減、県民の健康の増進並びにスポーツ及び観光の振興を図ることが重要な課題であり、今後、自転車の利用の増加が見込まれるため、自転車が関係する事故の件数が増加するおそれがあることに鑑み、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的に推進し、もって県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図ることを目的とする。

⑤茨城県

(目的)
第1条 この条例は、道路の交通安全(以下「交通安全」という。)に関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、交通安全に関する県の施策の基本、県民及び事業者が取り組む活動等について必要な事項を定めることにより、交通事故に対し不安のない県民生活の実現に寄与することを目的とする。

⑥群馬県

(目的)
第1条 この条例は、交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第百十号)及び道路交通法(昭和三十五年法律第五号)とあいまって、県における道路交通その他の陸上交通安全(以下「交通安全」という。)に関し、県の責務並びに市町村及び県民の役割を明らかにするとともに、交通安全教育の推進による交通安全意識の高揚及び交通道徳の向上を期し、併せて交通環境の整備を図ることにより、県民生活の安全を確保することを目的とする。

⑦埼玉県

(目的)
第一条 この条例は、自転車(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。以下同じ。)の安全な利用に関し、県、県民、自転車利用者(以下「自転車利用者」という。)、事業者及び関係団体(交通安全に関する活動を行う団体及び自転車の安全な利用の促進に関する県の施策に協力する団体をいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、並びに県、市町村、県民、事業者及び関係団体が協働して自転車の安全な利用に関する運動を展開し、もって歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、かつ、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

⑧千葉県

(目的)
第1条 この条例は、自転車(道路交通法(昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。)第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。以下同じ。)の安全で適正な利用に関し、県、県民及び自転車利用者(以下「自転車利用者」という。)の責務並びに市町村、事業者及び交通安全に関する活動を行う団体(以下「関係団体」という。)の役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進し、もって歩行者、自転車及び自動車等(法第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)が共に安全に通行し、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

⑨東京都

(目的)
第一条 この条例は、自転車の利用に関し、基本理念を定め、及び東京都(以下「都」という。)、自転車を利用する者(以下「自転車利用者」という。)、事業者、都民その他の関係者の責務を明らかにするとともに、都の基本的な施策、関係者が講じるべき措置等を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進することを目的とする。

⑩神奈川県

(目的)
第1条 この条例は、自転車の安全で適正な利用について、基本理念を定め、並びに県、自転車利用者、県民等、事業者及び交通安全団体の責務を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策の基本的な事項を定めることにより、これらの者が相互に連携した取組を推進し、もって歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民等が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

⑪富山県

(目的)
第1条 この条例は、自転車の活用の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

⑫山梨県

(目的)
第一条 この条例は、自転車の安全で適正な利用に関し、基本理念を定め、県及び自転車利用者の責務並びに県民、事業者及び交通安全団体の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用に関する施策を総合的に推進し、もって歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

⑬長野県
 (目的)
 第1条 この条例は、自転車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。)の利用に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、自転車の安全で快適な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車による事故のない安全で安心な県民生活を確保し、及び自転車の利用を促進することを目的とする。

⑭静岡県
 (目的)
 第1条 この条例は、自転車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。)の安全で適正な利用(以下「自転車の安全適正利用」という。)に関し、県の責務並びに県民、事業者及び交通安全に関する活動を行う団体(以下「交通安全団体」という。)の役割を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、県民、事業者、交通安全団体、市町及び県が協働して自転車の安全適正利用を促進し、もって歩行者、自転車、自動車等が安全に通行し、かつ、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

⑮愛知県
 (目的)
 第一条 この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進について、基本理念を定め、及び県、県民、自転車利用者、事業者等の責務を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進し、もって自転車に係る交通事故の防止を図り、並びに自転車に係る交通事故による被害の軽減及び被害者の保護に資することを目的とする。

⑯三重県
 (目的)
 第一条 この条例は、交通安全に関し、県等の責務並びに市町、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、交通事故の防止を図るための施策について基本的な事項を定めることにより、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進し、もって、誰もが暮らしやすい安全で安心な社会の実現に寄与することを目的とする。

⑰滋賀県
 (目的)
 第1条 この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、県の責務ならびに県民、事業者および交通安全団体等の役割を明らかにするとともに、環境への負荷の低減等の環境の保全に資し、または新たな旅行分野の開拓等の観光の振興に資すると認められる等の自転車の特性を最大限に活用しつつ、関係者が連携を図りながら協働して自転車の安全で適正な利用の促進に関する運動を展開すること等により、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって自転車に関する交通安全の防止を図り、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

⑱京都府
 (目的)
 第1条 この条例は、自転車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車)をいう。以下同じ。)の安全な利用の促進に関し、府、自転車を利用する者その他の主体の責務と役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって自転車に関する事故の防止、自転車の秩序ある利用の推進及び自転車を安全かつ快適に利用できる環境の形成に寄与することを目的とする。

⑲大阪府
 (目的)
 第一条 この条例は、府及び自転車(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第十一号の二に規定する自転車)をいう。以下同じ。)を利用する者(以下「自転車利用者」という。)の責務並びに事業者、交通安全に関する活動を行う団体(以下「交通安全団体」という。)及び府民の役割を明らかにするとともに、これらの者が協働して自転車に係る交通安全を確保し、かつ、自転車を適正に利用すること(以下「安全適正利用」という。)を促進するために必要な事項を定めることにより、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする。

⑳兵庫県
 (目的)
 第1条 この条例は、自転車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車)をいう。以下同じ。)の安全で適正な利用(以下「自転車の安全適正利用」という。)に関し、県民、事業者及び交通安全に関する活動を行う団体(以下「交通安全団体」という。)の役割並びに県及び市町の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、県民、事業者、交通安全団体、市町及び県が協働して自転車の安全適正利用に関する運動を展開し、もって歩行者、自転車等が安全に通行し、かつ、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

㉑奈良県
 (目的)
 第一条 この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、県及び自転車所有者等の責務並びに県民、事業者及び交通安全団体の役割を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図り、もって県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

㉒和歌山県
 (目的)
 第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進に関し、県、自転車利用者等、県民及び事業者の責務を明らかにし、自転車の安全利用を促進するために必要な事項を定めることにより、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする。

㉓鳥取県
 (目的)
 第1条 この条例は、障がい者、高齢者及び子ども並びに自転車を利用する者(以下「自転車利用者」という。)の道路交通の安全(以下「交通安全」という。)の確保に関し、配慮し、又は遵守すべき事項を定めるとともに、交通安全教育に係る県、学校等、事業者及び県民の責務並びに交通環境の整備に係る県の責務を明らかにすることにより、交通安全の確保に向けた取組を進める機運の醸成を図り、もって交通事故のない鳥取県の実現に資することを目的とする。

㉔徳島県
 (目的)
 第一条 この条例は、自転車の安全で適正な利用に関し、県、自転車を利用する者及び自動車等の運転者の責務並びに県民、事業者及び関係団体の役割を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、並びに県、市町村、県民、事業者及び関係団体が協働して自転車の安全で適正な利用に関する運動を展開し、もって歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、かつ、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

㉕香川県
 (目的)
 第1条 この条例は、自転車の利用に係る交通事故を防止するため、自転車の安全利用に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び関係団体の責務並びに市町の役割を明らかにするとともに、自転車の安全利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全利用を総合的かつ計画的に促進し、もって県民が安全で快適に暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

㉖愛媛県
 (目的)
 第1条 この条例は、自転車の安全な利用の促進に関し、県、県民、自転車を利用する者、自動車等の運転者、事業者及び関係団体の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的に推進し、もって自転車を安全かつ快適に利用するための意識の啓発及び環境の整備並びに自転車に関する交通安全の防止を図り、併せて本県の自転車文化の振興に寄与することを目的とする。

㉗高知県
 (目的)
 第1条 この条例は、自転車(道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。))第2条第1項第11号の2に規定する自転車(以下同じ。))の安全で適正な利用に関し、県、自転車利用者及び自動車等(法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車)をいう。以下同じ。))を運転する者の責務並びに県民、事業者及び交通安全に関する活動を行う団体(以下「関係団体」という。)の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進し、もって歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

㉘福岡県
 (目的)
 第1条 この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関し、基本理念を定め、県及び自転車利用者の責務並びに市町村、県民、事業者及び交通安全団体の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用及び活用を総合的かつ計画的に促進又は推進し、もって県民が安心して暮らし、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

㉙熊本県
 (目的)
 第1条 この条例は、自転車の安全で適正な利用に関し、基本理念を定め、及び県、自転車を利用する者(以下「自転車利用者」という。))等の責務を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を総合的に促進し、もって交通事故のない安全で安心な熊本県の実現に寄与することを目的とする。

㉚大分県
 (目的)
 第一条 この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、県、自転車利用者、県民、事業者及び交通安全団体の責務等を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策等及び自転車損害賠償責任保険等への加入等について定めることにより、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図り、もって県民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

㉛宮崎県
 (目的)
 第1条 この条例は、本県における自転車の安全で適正な利用について、基本理念を定め、並びに県及び自転車利用者の責務並びに県民等、事業者及び交通安全団体の役割を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策の基本となる事項を定めることにより、これらの者が相互に連携した取組を推進し、自転車の関係する交通事故の防止及び被害者の保護を図り、県民等が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

㉜鹿児島県
 (目的)
 第1条 この条例は、自転車の安全で適正な利用に関し、県の責務並びに自転車を利用する者(以下「自転車利用者」という。))、自転車の小売を業とする者(以下「自転車販売業者」という。))、自転車の貸付けを業とする者(以下「自転車貸付業者」という。))、事業者、県民、保護者、学校の長及び関係団体の役割を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、もって自転車に関する交通安全の防止及び被害者の保護を図り、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

福島県自転車利用に関する安全・安心条例（仮称）素案

■論点2 基本理念

条文案

○自転車の安全で適正な利用の促進は、自転車が県民にとって身近な交通手段であり、その利用が交通による環境への負荷の低減及び県民の健康の増進に資するものである等、公共の利益の増進に資するものであるという認識の下に行われなければならない。

○自転車の安全で適正な利用の促進は、県、自転車利用者、県民、事業者、関係団体及び市町村がそれぞれの責務又は役割を果たし、自転車に関係する交通事故の防止を図ることを旨として行われなければならない。

左記の解説

法律、国計画、県計画の基本目標との関係性及び本条例に基づく施策の方向性の明確化。

<自転車活用の理念>

- ・環境負荷の低い交通手段、健康増進の観点からも有用等の自転車利用促進のメリットに言及する。

<自転車の利用促進にあたっての留意事項>

- ・自転車の利用促進と交通安全の確保は、車の両輪として取り組むべき課題である。

■他県条例

①北海道

(基本理念)
第3条 自転車の活用等の推進は、自転車による交通が環境への負荷の低減及び災害時における交通機能の維持に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。
2 自転車の活用等の推進は、自転車の利用を推進することが道民の健康の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。
3 自転車の活用等の推進は、自転車利用者及び歩行者の安全の確保並びにサイクルツーリズム(自転車を利用した観光をいう。第14条において同じ。)の振興に資するよう、行われなければならない。

⑤茨城県

(基本理念)
第3条 自転車の安全で適正な利用は、県、自転車利用者、県民、事業者、交通安全団体及び市町村が連携して、自転車に関係する交通事故の防止を図ることを旨として促進されなければならない。

⑨東京都

(基本理念)
第三条 自転車は、都民及び事業者にとって高い利便性を有し、都民生活及び事業活動に極めて重要な役割を果たす一方で、自転車に係る交通事故の多発、道路への放置等の不適正な利用により、都民の安全な生活の妨げとなっていることに鑑み、都、特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)並びに都民等の相互の連携により、その安全で適正な利用が促進されなければならない。

②青森県

(基本理念)
第二条 自転車の安全な利用等の促進は、自転車が県民にとって極めて身近な交通手段であり、その利用が交通による環境への負荷の低減及び県民の健康の増進に資するものである一方、その運転によって人の生命又は身体に著しい被害を与える等の重大な事故を生じさせることがあるとの認識の下に、県、市町村、交通安全団体等が相互に連携し、及び協力して行われなければならない。

⑥群馬県

(基本理念)
第3条 自転車の安全で適正な利用は、県、自転車利用者、県民等、事業者、交通安全団体及び市町村が連携して、自転車に関係する交通事故の防止を図ることを旨として促進されなければならない。

⑩神奈川県

(基本理念)
第3条 自転車の安全で適正な利用は、県、自転車利用者、県民等、事業者、交通安全団体及び市町村が連携して、自転車に関係する交通事故の防止を図ることを旨として促進されなければならない。
2 自転車の安全で適正な利用は、歩行者、自転車利用者及び自動車等の運転者が、交通法規を理解するとともに、それぞれの特性について相互に留意し、尊重し合うことを旨として促進されなければならない。
3 自転車の安全で適正な利用は、次に掲げる自転車の有用性が十分に発揮されることを旨として促進されなければならない。
(1) 自転車は、環境への負荷が少なく、かつ、身近な移動手段であること。
(2) 自転車の利用は、健康及び体力の保持増進に資するものであること。
(3) 自転車の活用は、観光の振興、地域の活性化等に資するものであること。

③宮城県

(基本理念)
第三条 自転車の安全利用の促進は、自転車の利用が環境への負荷の低減、県民等の健康の増進、災害時における交通の機能の維持、観光の振興等に資するものであるとの基本的認識の下、県、県民等、自転車利用者、保護者、関係団体等が連携して、自転車に関係する交通事故の防止を図ることを旨として行われなければならない。

⑦埼玉県

(基本理念)
第3条 自転車の安全で適正な利用は、県、自転車利用者、県民、事業者、交通安全団体及び市町村が連携して、自転車に関係する交通事故の防止を図ることを旨として促進されなければならない。

⑪富山県

(基本理念)
第3条 自転車の活用の推進は、自転車による交通が環境への負荷の低減及び災害時における交通機能の維持に資するものであるという基本的認識の下に、自転車による交通の役割の拡大を図ることを旨として、行われなければならない。
2 自転車の活用の推進は、日常生活における自転車の利用を推進するとともに、自転車を利用したスポーツを楽しむ機会を創出し、県民の健康の増進を図ることを旨として、行われなければならない。
3 自転車の活用の推進は、県民、観光旅行者等が自転車を利用しやすい環境を創出し、自転車の活用による観光地の魅力の磨き上げその他の地域の活性化を図ることを旨として、行われなければならない。
4 自転車の活用の推進は、歩行者並びに自転車及び自動車等を利用する者が互いに安全で安心して通行することができる環境を創出することを旨として、行われなければならない。

④山形県

(基本理念)
第3条 自転車の安全で適正な利用の促進は、県民、事業者等が自転車の安全で適正な利用について自ら理解を深め、かつ、県、県民、事業者等が連携し、及び協力することにより、自転車に関係する事故の防止を図ることを旨として、行われなければならない。

⑧千葉県

(基本理念)
第3条 自転車の安全で適正な利用は、県、自転車利用者、県民、事業者、交通安全団体及び市町村が連携して、自転車に関する交通事故の防止を図ることを旨として促進されなければならない。

⑫山梨県

(基本理念)
第三条 自転車の安全で適正な利用は、県、自転車利用者、県民、事業者、交通安全団体及び市町村が連携して、自転車に関する交通事故の防止を図ることを旨として促進されなければならない。
2 自転車の安全で適正な利用は、歩行者、自転車利用者及び自動車等の運転者が、それぞれが有している特性についての理解の下に、道路の交通に関する法令を遵守するとともに、相互に尊重することを旨として促進されなければならない。
3 自転車の安全で適正な利用は、自転車の利用が、県民及び事業者にとって高い利便性を有し、県民生活及び事業活動に極めて重要な役割を果たすとともに、地域の活性化、観光の振興、環境への負荷の低減及び健康の増進に資するものであるという認識の下に行われなければならない。

⑬長野県

(基本理念)
 第2条 自転車の利用に関する安全で安心な県民生活の確保は、県、自転車を利用する者その他の関係者がそれぞれの責務又は役割を果たし、自転車による事故の防止を図ることを旨として行われなければならない。
 2 自転車の利用の促進は、本県が健康長寿県であること、美しい山岳高原など豊かな自然に恵まれていること、多様な自然環境や地域資源を生かした観光が重要な産業であること等の長を有することに鑑み、自転車の利用が、健康の増進、環境への負荷の低減及び観光の振興に資するものであるという認識の下に行われなければならない。

⑰滋賀県

⑰奈良県

⑵香川県

(基本理念)
 第3条 自転車の安全利用は、自転車利用者、歩行者及び自動車等の運転者が互いに立場を尊重しながら道路を共用することにより、県民が安全で快適に暮らすことができる地域社会の実現を目指すという基本的認識の下に、県及び市町、県民、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。第5条第1項及び第8条第2項において同じ。)の関係者、事業者並びに関係団体が相互に連携し、及び協力しながら促進されなければならない。

⑵熊本県

(基本理念)
 第3条 自転車の安全で適正な利用の促進は、県、市町村、自転車利用者、保護者等、学校の長、事業者、自転車小売業者及び自転車貸付業者がそれぞれの責務に応じて相互に連携し、かつ、協力することを旨として行われなければならない。

⑭静岡県

⑱京都府

⑳和歌山県

㉑愛媛県

㉓大分県

⑮愛知県

(基本理念)
 第三条 自転車の安全で適正な利用の促進は、自転車が県民及び事業者にとって身近な交通手段であり、県民生活及び事業活動に有用であるとともに、その利用に当たり車両として道路交通法その他の法令の遵守が図られ、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に安心して道路を通行することができるようにすることが重要であるとの認識の下に行われなければならない。
 2 自転車の安全で適正な利用の促進は、県、市町村及び関係行政機関並びに県民、自転車利用者、事業者、学校及び交通安全関係団体が相互に連携を図りながら協力して社会全体で取り組むことにより行われなければならない。

⑲大阪府

㉒鳥取県

㉒高知県

㉒宮崎県

(基本理念)
 第3条 自転車の安全で適正な利用は、県、自転車利用者、県民等、事業者、交通安全団体その他の関係者及び関係団体がそれぞれの責務又は役割を果たし、自転車が関係する交通事故の防止及び被害者の保護を図ることを旨として促進されなければならない。
 2 自転車の安全で適正な利用は、歩行者、自転車利用者及び自動車等の運転者が、交通法規を理解するとともに、それぞれの特性について相互に理解し、配慮し合うことで、本県における交通の安全性を高め、もって県民等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを旨として促進されなければならない。

⑯三重県

㉒兵庫県

㉒徳島県

㉒福岡県

(基本理念)
 第3条 自転車の安全で適正な利用の促進は、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するものであるという認識の下に行われなければならない。
 2 自転車の活用の推進は、自転車の利用を増進し、交通における自動車等への依存の程度を低減することが、環境への負荷の低減、県民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による効果を及ぼす等公共の利益の増進に資するものであるという認識の下に行われなければならない。

㉒鹿児島県

福島県自転車利用に関する安全・安心条例 (仮称) 素案

■論点3 定義

条文案

○この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(以下、略)

左記の解説

解釈運用の指針の明確化。

■他県条例

①北海道

(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 自転車利用者 自転車を利用する者をいう。
- 自転車関係法令 道路交通法その他自転車の活用等に關する法令をいう。
- 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る事故により生じた損害を賠償する保険又は共済をいう。

⑤茨城県

(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 自転車 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 自転車利用者 自転車道の整備等に関する法律(昭和四十五年法律第十六号)第二条第三項に規定する自転車道をいう。
- 事業者 事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- 自転車使用者 事業者のうち、人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を事業の用に供する者をいう。
- 都民等 都民、自転車利用者及び事業者をいう。
- 自転車貨物運送事業 他人の需要に応じ、有償で、自転車をを使用して貨物を運送する事業(請負その他の方法により当該貨物の運送を他の者に行わせる事業を含む。)をいう。
- 自転車旅客運送事業 他人の需要に応じ、有償で、自転車をを使用して旅客を運送する事業(請負その他の方法により当該旅客の運送を他の者に行わせる事業を含む。)をいう。
- 自転車貸付事業 自転車を有償又は無償で、反復継続して貸し付ける事業をいう。

⑨東京都

(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 自転車 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 自転車利用者 自転車道の整備等に関する法律(昭和四十五年法律第十六号)第二条第三項に規定する自転車道をいう。
- 事業者 事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- 自転車使用者 事業者のうち、人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を事業の用に供する者をいう。
- 都民等 都民、自転車利用者及び事業者をいう。
- 自転車貨物運送事業 他人の需要に応じ、有償で、自転車をを使用して貨物を運送する事業(請負その他の方法により当該貨物の運送を他の者に行わせる事業を含む。)をいう。
- 自転車旅客運送事業 他人の需要に応じ、有償で、自転車をを使用して旅客を運送する事業(請負その他の方法により当該旅客の運送を他の者に行わせる事業を含む。)をいう。
- 自転車貸付事業 自転車を有償又は無償で、反復継続して貸し付ける事業をいう。

②青森県

(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 自転車 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 自転車損害賠償責任保険等 自転車の運転によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する保険又は共済をいう。
- 自転車の安全な利用等 自己の安全を確保するとともに他者の安全に配慮して自転車を利用すること及び自転車損害賠償責任保険等に加入することをいう。
- 交通安全団体 交通安全に関する普及啓発を行う民間の団体をいう。

⑥群馬県

(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 自転車利用者 道路(法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。)において自転車を利用する者をいう。
- 県民等 県内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- 交通安全団体 交通安全に関する普及啓発活動を行う法人その他の団体をいう。
- 自動車等 法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- 自転車損害賠償責任保険等 自転車の利用に起因する事故により他人の生命又は身体を害した場合における損害を填補することができる保険又は共済をいう。

⑩神奈川県

(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 自転車利用者 道路(法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。)において自転車を利用する者をいう。
- 県民等 県内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- 交通安全団体 交通安全に関する普及啓発活動を行う法人その他の団体をいう。
- 自動車等 法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- 自転車損害賠償責任保険等 自転車の利用に起因する事故により他人の生命又は身体を害した場合における損害を填補することができる保険又は共済をいう。

③宮城県

(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 自転車 道路交通法(昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。)第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 県民等 県民又は県内に滞在し、若しくは県内を通過する者をいう。
- 自転車利用者 自転車を利用する者をいう。
- 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- 関係機関 自転車の安全利用に関する施策を実施する国及び市町村の機関をいう。
- 関係団体 交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び自転車の安全利用に関する活動を行う団体をいう。
- 事業者 事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- 自転車小売業者 自転車の小売を業とする者をいう。
- 自転車貸付事業者 道路(法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。第十二条及び第十四条第四項において同じ。)において利用する自転車の貸出しを業とする者をいう。
- 学校 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園を除く。)、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第二百四十四条第一項に規定する各種学校をいう。

⑦埼玉県

(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 自転車利用者 道路、公園、広場その他の不特定又は多数の者の用に供される場所において自転車を利用する者をいう。
- 交通安全団体 交通安全に関する普及啓発活動を行う法人その他の団体をいう。
- 自動車等 道路交通法第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。
- 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- 自転車貸付事業者 自転車を有償又は無償で、継続的に又は反復して貸し付ける事業(第十七条第一項において「自転車貸付事業」という。)を行う者をいう。
- 自転車小売業者 自転車の小売を業とする者をいう。
- 自転車損害賠償責任保険等 自転車の運行によって他人の生命又は身体が害された場合における損害を填補することができる保険又は共済をいう。

⑪富山県

(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 自動車等 道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- 自転車関係法令 道路交通法その他自転車の利用に関する法令をいう。

④山形県

(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 自転車利用者 自転車を利用する者をいう。
- 交通安全団体 交通安全に関する普及啓発活動を行う法人その他の団体をいう。
- 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校並びに同法第104条第1項に規定する各種学校をいう。
- 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者をいう。
- 自転車損害賠償責任保険等 自転車の運行によって他人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する保険又は共済をいう。
- 自転車利用者 事業活動において自転車を利用する事業者をいう。
- 自転車貸付事業者 自転車の貸付けを業とする事業者をいう。
- 自転車小売業者 自転車の小売又は整備を業とする事業者をいう。

⑧千葉県

(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 自転車 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 自転車利用者 道路、公園、広場その他の不特定又は多数の者の用に供される場所において自転車を利用する者をいう。
- 交通安全団体 交通安全に関する普及啓発活動を行う法人その他の団体をいう。
- 自動車等 道路交通法第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。
- 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- 自転車貸付事業者 自転車を有償又は無償で、継続的に又は反復して貸し付ける事業(第十七条第一項において「自転車貸付事業」という。)を行う者をいう。
- 自転車小売業者 自転車の小売を業とする者をいう。
- 自転車損害賠償責任保険等 自転車の運行によって他人の生命又は身体が害された場合における損害を填補することができる保険又は共済をいう。

⑫山梨県

(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 自転車 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 自転車利用者 道路、公園、広場その他の不特定又は多数の者の用に供される場所において自転車を利用する者をいう。
- 交通安全団体 交通安全に関する普及啓発活動を行う法人その他の団体をいう。
- 自動車等 道路交通法第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。
- 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- 自転車貸付事業者 自転車を有償又は無償で、継続的に又は反復して貸し付ける事業(第十七条第一項において「自転車貸付事業」という。)を行う者をいう。
- 自転車小売業者 自転車の小売を業とする者をいう。
- 自転車損害賠償責任保険等 自転車の運行によって他人の生命又は身体が害された場合における損害を填補することができる保険又は共済をいう。

⑬長野県

Table with 1 column and 1 row, empty content.

⑰滋賀県

Table with 1 column and 1 row containing text about traffic laws in Shiga Prefecture.

㉑奈良県

Table with 1 column and 1 row containing text about traffic laws in Nara Prefecture.

㉕香川県

Table with 1 column and 1 row containing text about traffic laws in Kagawa Prefecture.

㉙熊本県

Table with 1 column and 1 row containing text about traffic laws in Kumamoto Prefecture.

⑭静岡県

Table with 1 column and 1 row, empty content.

⑱京都府

Table with 1 column and 1 row, empty content.

㉒和歌山県

Table with 1 column and 1 row containing text about traffic laws in Wakayama Prefecture.

㉖愛媛県

Table with 1 column and 1 row containing text about traffic laws in Ehime Prefecture.

㉚大分県

Table with 1 column and 1 row containing text about traffic laws in Oita Prefecture.

⑮愛知県

Table with 1 column and 1 row containing text about traffic laws in Aichi Prefecture.

⑲大阪府

Table with 1 column and 1 row, empty content.

㉓鳥取県

Table with 1 column and 1 row containing text about traffic laws in Tottori Prefecture.

㉗高知県

Table with 1 column and 1 row containing text about traffic laws in Kochi Prefecture.

㉛宮崎県

Table with 1 column and 1 row containing text about traffic laws in Miyazaki Prefecture.

⑯三重県

Table with 1 column and 1 row containing text about traffic laws in Mie Prefecture.

㉔兵庫県

Table with 1 column and 1 row, empty content.

㉘徳島県

Table with 1 column and 1 row containing text about traffic laws in Tokushima Prefecture.

㉚福岡県

Table with 1 column and 1 row containing text about traffic laws in Fukuoka Prefecture.

㉞鹿児島県

Table with 1 column and 1 row containing text about traffic laws in Kagoshima Prefecture.

福島県自転車利用に関する安全・安心条例（仮称）素案

■論点4-1 県の責務

条文案

(県の責務)
 ○県は、前条に定める基本理念にのっとり、国、市町村、県民、事業者及び関係団体と相互に連携協力し、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策を総合的に実施するものとする。

○県は、自転車利用者、県民、関係団体、事業者及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用のための取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

左記の解説

条例目的の実現のため、県が果たすべき役割を明記する。

- ・施策を策定し、実施する。
- ・安全で適正な自転車利用のため、必要な支援を行う。

県は条例の実施主体であり、「責務（責任＋義務）」とする。

■他県条例

①北海道
 (道の責務)
 第4条 道は、前条に定める基本理念にのっとり、自転車の活用等の推進に関し、地域の実情に応じた総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、市町村が自転車の活用等の推進に関する施策を策定し、及び実施しようとする場合には、市町村が果たす役割の重要性に鑑み、助言その他の必要な支援を行うものとする。

3 道は、自転車の活用等の推進に関する施策を推進するに当たっては、国、市町村その他の関係する機関及び団体と緊密な連携を図るものとする。

②青森県
 (県の責務)
 第四条 県は、前条に定める自転車の安全な利用等の促進についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自転車の安全な利用等の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

③宮城県
 (県の責務)
 第四条 県は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- 一 自転車の安全利用について理解を深めるための学童期から高齢期までの各段階に応じた交通安全に関する教育及び啓発
- 二 乗車用ヘルメットの着用の促進
- 三 自転車の定期的な点検及び必要な整備の促進
- 四 県民等、自転車利用者、保護者、市町村、関係団体、事業者等が実施する自転車の安全利用の促進に関する取組に対する情報の提供、助言その他の支援
- 五 学校における交通安全に関する教育及び啓発のための情報の提供その他の必要な支援
- 六 前各号に掲げるもののほか、自転車の安全利用を促進するために必要な施策

2 県は、前項各号に掲げる施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体と緊密な連携を図り、必要に応じて、これらの者に対して協力を求めるものとする。

④山形県
 (県の責務)
 第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、県民、自転車利用者、事業者、交通安全団体、学校、市町村及び国と連携し、及び協力して、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的に推進する責務を有する。

⑤茨城県
 (県の責務)
 第2条 県は、交通安全に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、交通安全に関する総合的な施策を実施するに当たっては、国、市町村及び交通安全に携わる団体(以下「交通安全関連団体」という。)との緊密な連携を図るよう努めるものとする。

3 県は、県民及び事業者が取り組む交通安全に関する活動を促進するよう努めるものとする。

⑥群馬県
 (県の責務)
 第2条 県は、交通安全に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 県は、交通安全に関する総合的な施策を実施するに当たっては、国、市町村及び交通安全に携わる団体の意見を反映させるよう緊密な連携を図らなければならない。

3 県は、定期又は臨時に交通安全運動のための期間を設ける等効果的な交通安全運動を実施するものとする。

4 県は、県民及び事業者が取り組む交通安全に関する活動を促進するよう努めるものとする。

⑦埼玉県
 (県の責務)
 第二条 県は、市町村、県民、事業者及び関係団体との相互の連携及び協力の下に、自転車の安全な利用の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、自転車の安全な利用の促進を図る上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に関し、助言その他の必要な支援を行うものとする。

⑧千葉県
 (県の責務)
 第2条 県は、国、市町村、県民、事業者及び関係団体と相互に連携協力して、自転車の安全で適正な利用を促進するための総合的かつ基本的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、市町村、県民、事業者及び関係団体が実施する自転車の安全で適正な利用のための取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

⑨東京都
 (都の責務)
 第四条 都は、区市町村及び都民等と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策(以下「自転車安全利用促進施策」という。)を総合的に実施するものとする。

2 都は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、都民等に対し必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

3 都は、都民に対し、幼児期から高齢期に至るまでの各段階に応じて、自転車の安全で適正な利用に関する交通安全教育を推進するものとする。

4 都は、事業者が実施する自転車の安全で適正な利用に関する取組に対し、情報の提供、技術的支援その他の必要な協力を行うものとする。

5 都は、区市町村が実施する自転車安全利用促進施策に対し、情報の提供、技術的支援その他の必要な協力を行うものとする。

6 都は、区市町村、自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

⑩神奈川県
 (県の責務)
 第4条 県は、自転車利用者、県民等、事業者、交通安全団体、市町村及び国と相互に連携し、及び協力して、自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、自転車利用者、県民等、事業者、交通安全団体及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

⑪富山県
 (県の責務)
 第4条 県は、前条に定める自転車の活用等の推進に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自転車の活用等の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、国及び市町村との適切な役割分担並びに相互の連携の下に、県民及び事業者の協力を得て、自転車の活用等の推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

3 県は、自転車の活用等の推進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、自転車の安全かつ適正な利用が図られるよう配慮するものとする。

⑫山梨県
 (県の責務)
 第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自転車の安全で適正な利用の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、自転車利用者、県民、事業者、交通安全団体及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

⑬長野県
(県の責務)
第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、自転車の利用に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。
2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国、市町村、事業者その他の関係者と緊密な連携を図るものとする。
3 県は、自転車の安全な利用及び利用の促進について、自転車を利用する者、県民、事業者、観光旅客等に対し、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。
4 県は、市町村が自転車活用推進法(平成28年法律第113号)第11条第1項に規定する市町村自転車活用推進計画を策定し、及び実施しようとする場合には、助言その他の必要な支援を行うものとする。

⑰滋賀県
(県の責務)
第3条 県は、自転車に関係する交通事故の防止を図るとともに、環境への負荷の低減等の環境の保全に資し、または新たな旅行分野の開拓等の観光の振興に資すると認められる等の特性を最大限に活用した自転車の利用ができるよう、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的に策定し、および実施するものとする。
2 県は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の策定および実施に当たり、市町等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

⑰奈良県
(県の責務)
第3条 県は、国、市町村、県民、事業者及び関係団体と相互に連携を図りながら協力し、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的に実施するものとする。
2 県は、道路管理者として、良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車道等の整備に関する事業を推進するものとする。

⑳香川県
(県の責務)
第4条 県は、前条に定める基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、身近な交通手段として自転車が果たしている役割を踏まえ、その利便性を損なわないよう配慮した上で、交通事故を防止するための総合的かつ計画的な施策を市町及び関係団体と連携して実施するものとする。

㉑熊本県
(県の責務)
第4条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、市町村と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するための総合的な施策(以下「自転車安全利用促進施策」という。)を実施しなければならない。

⑭静岡県
(県の責務)
第2条 県は、県民、事業者、交通安全団体、市町及び国との相互の連携及び協力の下、自転車の安全適正利用の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。
2 県は、県民、事業者、交通安全団体及び市町の自転車の安全適正利用に関する取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
3 県は、県民に対し、自転車の安全適正利用に関する交通安全教育及び啓発を行うものとする。
4 県は、歩行者、自転車等が安全に通行することができるよう、自転車道、自転車レーン等の整備に努めるとともに、市町等が行う放置されている自転車の撤去、自転車駐車場の整備等について必要な支援を行うよう努めるものとする。

⑯京都府
(府の責務)
第2条 府は、自転車の安全な利用の促進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。
2 府は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、府民等(府民、事業者及び交通安全活動団体(交通安全を図る活動を行うことを主たる目的として組織された団体をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)、市町村及び国と連携し、及び協働して取り組むものとする。

㉒和歌山県
(県の責務)
第3条 県は、国、市町村、事業者及び交通安全に関する活動を行う団体(次項において「交通安全団体」という。)と連携し、自転車の安全利用を促進するための施策を総合的に実施するものとする。
2 県は、市町村、事業者、交通安全団体及び県民の自転車の安全利用に関する活動を支援するものとする。
3 県は、自転車の安全利用を促進するため、県民に対し必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

㉒愛媛県
(県の責務)
第3条 県は、国、市町、事業者及び関係団体との相互の連携及び協力の下に、自転車の安全な利用の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
2 県は、自転車の安全な利用の促進を図る上で市町が果たす役割の重要性に鑑み、市町が行う自転車の安全な利用の促進に関する施策に関し、助言その他の必要な支援を行うものとする。

㉓大分県
(県の責務)
第3条 県は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

⑮愛知県
(県の責務)
第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自転車の安全で適正な利用に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
2 県は、市町村及び関係行政機関と相互に連携して、自転車を安全に利用することができる道路交環環境の整備を推進するものとする。

⑰大阪府
(府の責務)
第2条 府は、安全適正利用の促進に関する施策を実施するよう努めなければならない。
2 府は、前項の施策の実施に当たっては、事業者、交通安全団体、府民、国及び市町村と連携及び協力を行うものとする。
3 府は、関係機関と連携及び協力を行い、安全適正利用のための自転車に係る道路交環環境の整備に努めるものとする。
4 府は、事業者、交通安全団体及び府民の安全適正利用に関する活動を支援するものとする。

㉓鳥取県

㉓高知県
(県の責務)
第2条 県は、国、市町村、県民、事業者及び関係団体との相互の連携及び協力の下、自転車の安全で適正な利用を促進するための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。
2 県は、県民、事業者及び関係団体が実施する自転車の安全で適正な利用の促進のための取組に関して、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

㉓宮崎県
(県の責務)
第4条 県は、自転車利用者、県民等、事業者、交通安全団体及び市町村並びに国と相互に連携し、及び協力して、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。
2 県は、自転車利用者、県民等、事業者、交通安全団体及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

⑰三重県
(県の責務)
第3条 県は、交通安全に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
2 県は、交通安全に関する総合的な施策を実施するに当たっては、国、市町、県民、事業者及び交通安全関係団体と緊密な連携を図るよう努めるものとする。
3 県は、県民及び事業者が取り組む交通安全に関する活動を促進するよう努めるものとする。

㉓兵庫県
(県の責務)
第5条 県は、県民、事業者、交通安全団体、市町及び国との相互の連携及び協力の下、自転車の安全適正利用の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するとともに、県民、事業者及び交通安全団体の自転車の安全適正利用に関する運動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

㉓徳島県
(県の責務)
第3条 県は、国、市町村、県民、事業者及び関係団体との相互の連携及び協力の下、自転車の安全で適正な利用に関する総合的な計画を策定し、及び実施する責務を有する。
2 県は、市町村、県民、事業者及び関係団体が実施する自転車の安全で適正な利用に関する取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

㉓福岡県
(県の責務)
第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国及び市町村との適切な役割分担並びに相互の連携の下に、県民、事業者及び交通安全団体の協力を得て、自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

㉓鹿児島県
(県の責務)
第3条 県は、国、市町村、事業者、県民及び関係団体との相互の連携及び協力の下、自転車の安全で適正な利用に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。
2 県は、市町村、自転車利用者、自転車販売業者、自転車貸付業者、事業者、県民、学校の長及び関係団体が実施する自転車の安全で適正な利用に関する取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。
3 県は、自転車の安全で適正な利用について、自転車利用者及び県民の関心及び理解を深めることができるよう、啓発活動を行うものとする。
4 県は、自転車の安全で適正な利用に関する人材の育成及びその活用を行うものとする。

福島県自転車利用に関する安全・安心条例 (仮称) 素案

■論点4-2 自転車利用者の責務(役割)

条文案

(自転車利用者の責務)
 ○自転車利用者は、車両の運転者としての責任を自覚し、法その他の法令を遵守するとともに、自転車の安全で適正な利用に努めなければならない。
 ○自転車利用者は、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。

左記の解説

条例目的の実現のため、自転車利用者が果たすべき役割を明記する。
 ・ 道路交通法その他の法令遵守。
 ・ 自転車の安全で適正な利用。
 ・ 交通事故防止に関する知識の習得。
 自転車の利用主体であり、「責務」とする。

■他県条例

①北海道
 (自転車利用者の責務)
 第5条 自転車利用者は、自転車関係法令を遵守し、歩行者及び自動車等(道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。次条において同じ。)の通行に十分に配慮して自転車を利用するとともに、使用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。
 2 自転車利用者は、自らの安全を確保するため、乗車用ヘルメットを着用し、及び夜間においては自転車の側面に反射器材を装着するよう努めなければならない。
 3 自転車利用者は、自転車の利用に当たっては、自然環境の保全に配慮するよう努めるものとする。
 4 自転車利用者は、冬期においては、その道路状況を考慮して、自転車に適正な器材を装着し、又は自転車の利用を取りやめるよう努めるものとする。

②青森県
 (自転車利用者の責務)
 第6条 自転車利用者は、法その他の関係法令を遵守しなければならない。
 2 自転車利用者は、車両(法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。)の運転者としての責任を自覚し、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識を習得するとともに、他人に迷惑を及ぼすおそれがある運転をしないよう努めなければならない。
 3 自転車利用者は、自転車で歩道(法第二条第一項第二号に規定する歩道をいう。)を通行する場合において、その通行が歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、あらかじめ当該自転車を押して歩く等、当該歩行者の安全に配慮するよう努めなければならない。
 4 自転車利用者は、自転車横断帯(法第二条第一項第四号の二に規定する自転車横断帯をいう。)が併設されていない横断歩道(同項第四号に規定する横断歩道をいう。以下この項において同じ。)を歩行者用信号機(同条第一項第十四号に規定する信号機で歩行者の通行の用に供するものをいう。)に従って自転車で通行する場合において、その横断歩道に通行している歩行者がいるときは、当該自転車を押して歩く等、当該歩行者の安全に配慮するよう努めなければならない。

③宮城県
 (自転車利用者の責務)
 第4条 自転車利用者は、車両の運転者としての責任を自覚し、道路交通法その他の法令を遵守するとともに、自転車の安全な利用に努めなければならない。
 2 自転車利用者は、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。
 3 自転車利用者は、その利用する自転車の定期的な点検及び整備並びに反射材の装着その他の交通安全対策に努めなければならない。
 4 自転車利用者は、その利用する自転車について、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和五十五年法律第八十七号)第十二条第三項の防犯登録を受けるとともに、自転車の盗難防止のための施錠、籠からのひったくりを防止するためのカバーの装着その他の防犯対策に努めなければならない。

④山形県
 (自転車利用者の責務)
 第6条 自転車利用者は、基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な利用に関する知識を習得するとともに、道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両の運転者であることを自覚し、道路の積雪、凍結等の状況を考慮した上で、自転車の安全で適正な利用をし、又はその利用を取りやめるよう努めるものとする。
 2 自転車利用者は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

⑤茨城県
 (自転車利用者の責務)
 第5条 自転車利用者は、法その他の関係法令を遵守し、これを安全で適正に利用するものとする。
 2 自転車利用者は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

⑥群馬県
 (自転車利用者の責務)
 第5条 自転車利用者は、法第2条第1項第8号に規定する車両の運転者としての責任を自覚し、自転車を安全かつ適正に利用するため、自転車が関係する交通事故の防止についての知識を習得するとともに、自転車の利用に当たって必要な安全上の措置を講ずるよう努めなければならない。

⑦埼玉県
 (自転車利用者の責務)
 第4条 自転車利用者は、車両の運転者としての責任を自覚し、道路交通法その他の法令を遵守するとともに、自転車の安全な利用に努めなければならない。
 2 自転車利用者は、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。
 3 自転車利用者は、歩行者及び自転車の安全な通行を確保するため、自転車の放置(自転車が自転車駐車場以外の公共の場所に置かれており、かつ、その自転車の利用者がその自転車を離れて直ちに移動することができない状態をいう。)をしないよう努めなければならない。

⑧千葉県
 (自転車利用者の責務)
 第4条 自転車利用者は、車両(法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。)の運転者としての責任を自覚し、法その他の法令を遵守するとともに、自転車の安全で適正な利用に努めなければならない。
 2 自転車利用者は、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。
 3 自転車利用者は、歩行者及び自転車の安全な通行を確保するため、自転車の放置(自転車が自転車駐車場以外の公共の場所に置かれており、かつ、その自転車の利用者がその自転車を離れて直ちに移動することができない状態をいう。)をしないよう努めなければならない。

⑨東京都
 (自転車利用者の責務)
 第5条 自転車利用者は、自転車(道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。)であることを認識して同法その他の関係法令を遵守し、これを安全で適正に利用するものとする。
 2 自転車利用者は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

⑩神奈川県
 (自転車利用者の責務)
 第5条 自転車利用者は、法第2条第1項第8号に規定する車両の運転者としての責任を自覚し、自転車を安全かつ適正に利用するため、自転車が関係する交通事故の防止についての知識を習得するとともに、自転車の利用に当たって必要な安全上の措置を講ずるよう努めなければならない。

⑪富山県
 (自転車利用者の責務)
 第5条 自転車利用者は、基本理念にのっとり、車両(道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。)の運転者としての責任の下に、自転車の利用に当たっては、道路の交通に関する法令を遵守するほか、自転車に関する交通事故防止についての知識を習得し、自転車の安全で適正な利用のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

⑫山梨県
 (自転車利用者の責務)
 第5条 自転車利用者は、基本理念にのっとり、車両(道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。)の運転者としての責任の下に、自転車の利用に当たっては、道路の交通に関する法令を遵守するほか、自転車に関する交通事故防止についての知識を習得し、自転車の安全で適正な利用のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

⑬長野県

(自転車運転者の責務)
第4条 自転車を運転する者(以下この条及び第14条第1項において「自転車運転者」という。)は、自転車が車両(道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。第10条において同じ。)であることを認識し、同法その他の自転車に関係する法令(以下「自転車関係法令」という。)を遵守するとともに、歩行者、他の自転車運転者等の道路(同法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。第10条において同じ。)における通行に配慮するよう努めなければならない。
2 自転車運転者は、その運転する自転車について定期的な点検及び整備に努めるとともに、自転車の運転に当たり事故の被害を軽減するための器具の使用に努めるものとする。

⑰滋賀県

(自転車利用者の責務)
第3条 自転車を利用する者は、道路交通法その他の法令の規定を遵守するとともに、次に掲げる事項を履行しようとするときは、必要に応じ一時停止又は徐行をするなど車両及び歩行者に注意して運転をすること。
(1) 交差点内を通行しようとするときは、必要に応じ一時停止又は徐行をするなど車両及び歩行者に注意して運転をすること。
(2) 携帯電話、イヤホン又はヘッドホンを使用しながら運転をしないこと。
(3) 歩行者の通行の頻繁な歩道及び路側帯(以下「歩道等」という。)では自転車を押し歩くこと。
(4) 歩行者が通行している歩道等においては、傘を使用しながら運転をしないこと。
(5) 歩道等を通行する歩行者に対し、自己の進路を確保する目的で警音器を使用しないこと。
(6) 前各号に掲げるもののほか、他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるような運転をしないこと。
2 自転車を利用する者は、その利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備をするよう努めなければならない。

⑰奈良県

(自転車所有者等の責務)
第4条 自転車所有者等は、自転車が車両であることを認識し、関係法令を遵守するとともに、自転車の安全で適正な利用に努めなければならない。
2 自転車所有者等は、自転車の利用に係る交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。

⑲香川県

(自転車利用者の責務)
第5条 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用をするため、自転車を利用するときは、自転車が車両(道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。)であることを認識して、同法その他の関係法令を遵守するとともに、次に掲げる事項を履行するものとする。
(1) 歩道(道路交通法第2条第1項第2号に規定する歩道をいう。以下この項において同じ。)を通行することが可能な場合において、可能な限り車道(同法第2条第1項第3号に規定する車道をいう。)の左側に設置されている歩道を通行すること。
(2) 前号に規定する場合において、歩道を多数の歩行者が通行しているときは、自転車を押し歩くこと。
(3) 前2号に掲げるもののほか、他人に危害及び迷惑を及ぼさないこと。
2 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用の必要性を認識し、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の習得に努めるものとする。
3 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用を確保するため、その利用する自転車の定期的な点検及び整備に努めるものとする。

⑲熊本県

(自転車利用者の責務)
第5条 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用をするため、自転車を利用するときは、自転車が車両(道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。)であることを認識し、同法その他の関係法令を遵守するとともに、次に掲げる事項を履行するものとする。
(1) 歩道(道路交通法第2条第1項第2号に規定する歩道をいう。以下この項において同じ。)を通行することが可能な場合において、可能な限り車道(同法第2条第1項第3号に規定する車道をいう。)の左側に設置されている歩道を通行すること。
(2) 前号に規定する場合において、歩道を多数の歩行者が通行しているときは、自転車を押し歩くこと。
(3) 前2号に掲げるもののほか、他人に危害及び迷惑を及ぼさないこと。
2 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用の必要性を認識し、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の習得に努めるものとする。
3 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用を確保するため、その利用する自転車の定期的な点検及び整備に努めるものとする。

⑭静岡県

(自転車利用者等の責務)
第6条 自転車利用者は、基本理念のっとり、自転車の安全で適正な利用に必要な知識及び技能を習得するよう努めるとともに、車両の運転者としての責任を自覚し、道路交通法その他の法令を遵守するほか、歩行者又は他の車両の通行に配慮して、自転車の安全で適正な利用に努めなければならない。
2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者が自転車利用者であるときは、その者に自転車の安全で適正な利用に必要な知識及び技能を習得させるよう努めなければならない。
一 保護者 その監護する未成年者
二 学校の長 その学校の児童、生徒又は学生

⑱京都府

(自転車利用者の責務)
第3条 自転車を利用する者は、道路交通法その他の法令の規定を遵守するとともに、次に掲げる事項を履行しようとするときは、必要に応じ一時停止又は徐行をするなど車両及び歩行者に注意して運転をすること。
(1) 交差点内を通行しようとするときは、必要に応じ一時停止又は徐行をするなど車両及び歩行者に注意して運転をすること。
(2) 携帯電話、イヤホン又はヘッドホンを使用しながら運転をしないこと。
(3) 歩行者の通行の頻繁な歩道及び路側帯(以下「歩道等」という。)では自転車を押し歩くこと。
(4) 歩行者が通行している歩道等においては、傘を使用しながら運転をしないこと。
(5) 歩道等を通行する歩行者に対し、自己の進路を確保する目的で警音器を使用しないこと。
(6) 前各号に掲げるもののほか、他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるような運転をしないこと。
2 自転車を利用する者は、その利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備をするよう努めなければならない。

⑳和歌山県

(自転車利用者等の責務)
第4条 自転車利用者は、道路交通法その他自転車の安全利用等に関係する法令を遵守するとともに、自転車の安全利用のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
2 保護者は、その監護する未成年者の自転車の利用に当たっては、安全利用のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
3 高齢者(65歳以上の者をいう。以下この項において同じ。)の家族又は高齢者と同居している者は、当該高齢者に対し、自転車の安全利用のために必要な助言を行うよう努めるものとする。

㉒愛媛県

(自転車利用者の責務)
第5条 自転車を利用する者は、車両の運転者としての責任を自覚し、道路の交通に関する法令を遵守しなければならない。
2 自転車を利用する者は、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。
3 自転車を利用する者は、その利用する自転車の定期的な点検及び整備並びに反射材の装着その他の交通事故を防止するための対策に努めなければならない。
4 前3項に規定するもののほか、自転車を利用する者は、次に掲げる事項を履行すること等により自転車の安全な利用に努めなければならない。
(1) 道路において自転車を乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用すること。
(2) 自転車で乗車して歩道を通行するときは、車道の左側に設置されている歩道を通行すること。
(3) 歩行者が頻繁に通行する歩道においては、自転車を押し歩くこと。

㉓大分県

(自転車利用者の責務)
第4条 自転車利用者は、自転車が車両(道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。)であることを認識し、次に掲げる事項その他の関係法令に規定する事項を遵守するとともに、自転車を安全で適正に利用しなければならない。
一 夜間、道路を通行するときは、前照灯を点灯するとともに、尾灯を点灯し、又はそれに代わる物として関係法令に定める反射器材を備えること。
二 酒気を帯びて運転しないこと。
三 自転車のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該自転車の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度及び方法で運転すること。
四 傘を差し、物を担ぎ、物を持つ等、視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で運転しないこと。
五 携帯電話用装置を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視して運転しないこと。

㉒愛知県

(自転車利用者等の責務)
第3条 自転車利用者は、自転車が交通の危険を生じさせるおそれのあるものであることを認識し、歩行者、自転車、自動車(道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。以下同じ。)及び原動機付自転車(同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)が共に道路を安全に通行することができるように配慮し、安全適正利用に努めなければならない。

㉒大阪府

(自転車利用者の責務)
第3条 自転車利用者は、自転車が交通の危険を生じさせるおそれのあるものであることを認識し、歩行者、自転車、自動車(道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。以下同じ。)及び原動機付自転車(同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)が共に道路を安全に通行することができるように配慮し、安全適正利用に努めなければならない。

㉒鳥取県

(歩行者等に対する安全配慮)
第13条 自転車利用者は、自転車の利用に関する法令を遵守するとともに、歩行者、他の自転車利用者又は自動車の安全な通行に支障を及ぼすことのないよう努めるものとする。

㉒高知県

(自転車利用者の責務)
第4条 自転車利用者は、車両(法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。)の運転者としての責任を自覚し、法その他関係法令等を遵守するとともに、自転車の安全で適正な利用に努めなければならない。
2 自転車利用者は、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。

㉒宮崎県

(自転車利用者の責務)
第5条 自転車を利用する者は、自転車が車両(法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。)であることを認識し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1) 交差点内を通行しようとするときは、信号機、道路標識及び道路標示を遵守するほか、当該交差点の状況に応じ一時停止又は徐行をするなど、安全を確認して通行すること。
(2) 夜間(自覚時から日出時までの時間をいう。)においては、前照灯を点灯するとともに、法その他の自転車に関する法令(公安委員会規則を含む。以下「自転車関係法令」という。)に定める反射器材を購入し、又は尾灯を点灯すること。
(3) 携帯電話用装置を手で保持して通話し、若しくは操作し、画像表示用装置に表示された画像を注視し、又は傘を差しながら運転しないこと。
(4) 自転車関係法令に定める乗車人員の制限を超えて運転しないこと。
(5) イヤホン又はヘッドホンを使用して音楽等を聴くなど、安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で運転しないこと。
(6) 前各号に掲げるもののほか、自転車関係法令に定める自転車の安全な利用に関する事項

㉒三重県

(自転車運転者の責務)
第5条 自転車運転者は、交通安全に関する法令を遵守するとともに、飲酒運転、歩行者妨害、スマホ等を使用しながら運転する行為等が交通事故を引き起こす原因となることを認識し、歩行者及び他の車両の運転者の安全に配慮しなければならない。
2 自転車運転者は、車両の運転者であることを自覚し、定期的な点検整備を行うよう努めなければならない。

㉒兵庫県

(自転車利用者の責務)
第4条 自転車を利用する者は、車両の運転者としての責任を自覚し、法その他の関係法令(以下「自転車関係法令」という。)を遵守して、歩行者及び自動車等の通行に十分配慮するとともに、自転車を安全で適正に利用しなければならない。
2 自転車を利用する者は、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。
3 前2項に規定するもののほか、自転車を利用する者は、自転車の安全で適正な利用のため、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。
一 道路において自転車で乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用すること。
二 障がい者、高齢者その他の安全に配慮が必要と認められる者が通行する歩道においては、自転車を押し歩き、その通行を妨げないようにすること。
三 自転車には、反射器材、前照灯その他の安全な通行を確保するために必要となる器具を備え付けること。

㉒徳島県

(自転車利用者の責務)
第4条 自転車を利用する者は、車両の運転者としての責任を自覚し、法その他の関係法令(以下「自転車関係法令」という。)を遵守して、歩行者及び自動車等の通行に十分配慮するとともに、自転車を安全で適正に利用しなければならない。
2 自転車を利用する者は、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。
3 前2項に規定するもののほか、自転車を利用する者は、自転車の安全で適正な利用のため、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。
一 道路において自転車で乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用すること。
二 障がい者、高齢者その他の安全に配慮が必要と認められる者が通行する歩道においては、自転車を押し歩き、その通行を妨げないようにすること。
三 自転車には、反射器材、前照灯その他の安全な通行を確保するために必要となる器具を備え付けること。

㉒福岡県

(自転車利用者の責務)
第5条
2 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用のため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。
(1) 自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得すること。
(2) 自転車の側面に反射器材を備え付けること。
(3) 高齢者においては、乗車用ヘルメットを着用すること。
(4) 自転車の通行が認められている歩道において、歩行者に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあるときは、その安全に配慮し、自転車を押し歩くこと。
(5) 他人に迷惑をかけることとなる運転をしないこと。

㉒鹿児島県

(自転車利用者の役割)
第4条 自転車利用者は、道路交通法その他の関係法令(以下「自転車関係法令」という。)を遵守するとともに、自転車が車両であることを認識して、自転車の安全で適正な利用に努めるものとする。
2 自転車利用者は、その利用する自転車について、定期的に点検し、必要に応じて整備を行うよう努めるものとする。
3 自転車利用者は、盗難防止のため、自転車の確実な施錠を行うよう努めるとともに、防犯登録を受けなければならない。

福島県自転車利用に関する安全・安心条例 (仮称) 素案

■論点4-3 県民の責務(役割)

条文案

(県民の責務)
 ○県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。
 ○県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

左記の解説

条例目的の実現のため、県民が果たすべき役割を明記する。
 ・自転車の安全で適正な利用に関する理解を深める。
 ・自転車の安全で適正な利用のための取組を行う。
 条例目的の実現のためには、日常的に自転車を利用しない者を含めた、県民全体での交通安全への理解及び取組が重要であることから、「責務」とする。

■他県条例

①北海道
 (道民の役割)
 第7条 道民は、自転車の活用等の推進に関する理解を深めなければならない。
 2 道民は、自転車関係法令を遵守するとともに、自転車の利用に関する知識及び技能の習得、環境への負担の低減に資する自転車の利用並びに家庭、地域等における自転車利用者及び歩行者等の交通安全に係る教育及び啓発に関する取組を行うよう努めるものとする。
 3 道民は、国、道及び市町村が実施する自転車の活用等の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

②青森県
 (県民の責務)
 第五条 県民は、基本理念にのっとり、自転車の安全な利用等の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、県が実施する自転車の安全な利用等の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

③宮城県
 (県民の責務)
 第五条 県民は、自転車の安全利用について理解を深め、家庭、学校、地域、職場等における自転車の安全利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。
 2 県民は、県及び関係機関が実施する自転車の安全利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

④山形県
 (県民の責務)
 第5条 県民は、基本理念にのっとり、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組に参加するよう努めるものとする。
 2 県民は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

⑤茨城県
 (県民の責務)
 第3条 県民は、交通安全に対する理解を深め、その日常生活において、自らすすんで、交通安全に関する活動を行うよう努めなければならない。
 2 県民は、県、市町村及び交通安全関連団体が実施する交通安全に関する施策及び活動に協力するよう努めなければならない。
 3 県民は、車両を運転する場合にあっては、歩行者の安全の確保その他の交通事故の防止に努めなければならない。
 4 県民は、自転車を利用する場合にあっては、自転車の運行によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができる保険又は共済(以下「自転車損害賠償責任保険等」という。)への加入に努めなければならない。

⑥群馬県
 (県民の役割)
 第4条 県民は、交通安全を確保するために一人一人の自覚と責任が重要であることを認識するとともに、法令を遵守し、その日常生活において自らすすんで交通安全に関する活動を行うよう努めなければならない。
 2 県民は、県、市町村及び交通安全に携わる団体が実施する交通安全に関する施策及び活動に協力するよう努めなければならない。
 3 県民は、車両を運転するときは、歩行者の安全の確保その他の交通事故防止に努めなければならない。

⑦埼玉県
 (県民の責務)
 第三条 県民は、自転車の安全な利用に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域社会等において自転車の安全な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。
 2 県民は、県が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

⑧千葉県
 (県民の責務)
 第3条 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。
 2 県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

⑨東京都
 (都民及び事業者の責務)
 第七条 都民及び事業者(前条に規定する事業者を除く。)は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

⑩神奈川県
 (県民等の責務)
 第6条 県民等は、自転車の安全で適正な利用について理解を深め、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用のための取組に積極的に参加するよう努めなければならない。
 2 県民等は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

⑪富山県
 (県民の役割)
 第5条 県民は、基本理念について理解を深め、それぞれの立場において自転車の活用の推進を図るよう努めるものとする。
 2 県民は、自転車の活用の推進に当たっては、自転車関係法令を遵守するとともに、自転車の利用に関する知識の習得その他家庭、地域等における自転車の安全かつ適正な利用に関する取組を行うよう努めるものとする。
 3 県民は、県が実施する自転車の活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

⑫山梨県
 (県民の役割)
 第六条 県民は、基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。
 2 県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

⑬長野県
(県民等の役割)
第7条 県民は、自転車の安全な利用に関する理解を深めるため、自転車の利用に関する知識の習得等に努めるものとする。
2 県民及び事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の利用に関する施策に協力するとともに、自転車の安全な利用に努めるものとする。

⑭静岡県
(県民の役割)
第3条 県民は、自転車の安全適正利用に関する理解を深め、自転車の利用に関する道路交通法その他の関係法令(以下「自転車関係法令」という。)の遵守、自転車の利用に関する知識の習得、家庭及び地域における自転車の安全な利用の啓発その他の自転車の安全適正利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。
2 県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全適正利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
3 県民は、自動車等を運転する場合には、自転車が車両であることを認識して、歩行者、自転車及び自動車等がそれぞれ道路(道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。以下同じ。)を安全に通行することができるように配慮するよう努めるものとする。

⑮愛知県
(県民の責務)
第五条 県民は、基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な利用について理解を深め、県が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

⑯三重県
(県民の役割)
第八条 県民は、交通安全に対する理解を深め、その推進に努めるものとする。
2 県民は、県、市町及び交通安全関係団体が実施する交通安全に関する施策及び活動に協力するよう努めるものとする。

⑰滋賀県
(県民の役割)
第4条 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する知識および理解を深め、自転車関係法令の遵守、自転車の利用に関する知識および技能の習得、環境への負荷の低減等の環境の保全に資する自転車の日常生活への利用、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用の啓発その他の自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。
2 県民は、自動車等(法第2条第1項第9号に規定する自動車および同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)を運転する場合には、自転車が車両(法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。以下同じ。)であることを認識して、歩行者、自転車および自動車等がそれぞれ道路を安全に通行することができるように配慮するよう努めるものとする。
3 県民は、国、県および市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

⑱京都府
(府民の責務)
第5条 府民は、自転車の安全な利用の方法について理解を深め、家庭、職場、地域等において自転車の安全な利用を呼びかける等自転車の安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。
2 府民は、府又は市町村が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

⑲大阪府
(府民の役割)
第六条 府民は、安全適正利用に関する理解を深め、並びに家庭及び地域において安全適正利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。
2 府民は、安全適正利用の促進に関する府の施策に協力するよう努めなければならない。

⑳兵庫県
(県民の役割)
第2条 県民は、自転車の安全適正利用に関する理解を深め、自転車の利用に関する道路交通法その他の関係法令(以下「自転車関係法令」という。)の遵守、自転車の利用に関する知識の習得、家庭、地域等における自転車の安全な利用の啓発その他の自転車の安全適正利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。
2 県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全適正利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

㉑奈良県
(県民の役割)
第五条 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、関係法令の遵守、自転車の利用に関する知識の習得その他の自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。
2 県民は、県が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

㉒和歌山県
(県民の責務)
第5条 県民は、この条例の目的を達成するため、県が実施する自転車の安全利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

㉓鳥取県
(技能等の習得)
第14条 県民等は、交通安全を確保するために必要となる自転車を適正に利用するための技能及び知識の習得に努めるものとする。

㉔徳島県
(県民の役割)
第六条 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車関係法令の遵守、自転車の利用に関する知識の習得、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全な利用の啓発その他の自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。
2 県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

㉕香川県
(県民の責務)
第5条 県民は、基本理念にのっとり、自転車の安全利用に関する理解を深め、家庭、学校、職場、地域社会等において自転車の安全利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。
2 県民は、県及び市町村が実施する自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。
3 県民は、基本理念にのっとり、道路を歩行者として通行するときは、法その他の法令を遵守するとともに、自転車への注意を怠ることのないよう努めなければならない。
4 県民は、基本理念にのっとり、自動車等を運転する場合において、自転車を追い越そうとするときは、速度を減じ、及び当該自転車との間に安全な間隔を保つよう配慮し、自転車利用者が道路を安全に通行することができるよう努めなければならない。

㉖愛媛県
(県民の責務)
第4条 県民は、自転車の安全な利用について理解を深め、歩行者、自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行することができる環境が形成されるようにそれぞれの立場で努めなければならない。
2 県民は、県が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

㉗高知県
(県民の役割)
第5条 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。
2 県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

㉘福岡県
(県民の役割)
第7条 県民は、基本理念についての理解を深め、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。
2 県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

㉙熊本県

㉚大分県
(県民の責務)
第五条 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、家庭、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組に参加するよう努めるものとする。
2 県民は、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

㉛宮崎県
(県民等の役割)
第6条 県民等は、自転車の安全で適正な利用について理解を深め、家庭、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用のための取組に積極的に参加するよう努めなければならない。
2 県民等は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

㉜鹿児島県
(県民の役割)
第7条 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車関係法令の遵守、自転車の利用に関する知識の習得、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。
2 県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

福島県自転車利用に関する安全・安心条例 (仮称) 素案

■論点4-6 交通安全団体の責務 (役割)

条文案

(関係団体の役割)
 ○関係団体は、自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に推進するよう努めるものとする。
 ○関係団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

左記の解説

条例目的の実現のため、関係団体が果たすべき役割を明記する。
 ・自転車の安全で適正な利用のための取組を行う。
 条例目的の実現のためには、関係団体の協力が不可欠であるが、実施の程度は、あくまで各団体の判断に委ねられるべきであることから、「役割」とする。

■他県条例

①北海道

②青森県

(交通安全団体の責務)
 第七条 交通安全団体は、基本理念にのっとり、自転車の安全な利用等を促進するよう努めるとともに、県が実施する自転車の安全な利用等の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

③宮城県

(関係団体の責務)
 第九条 関係団体は、法その他の関係法令の遵守に関する啓発その他の自転車の安全利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。
 2 関係団体は、県及び関係機関が実施する自転車の安全利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

④山形県

(交通安全団体の責務)
 第8条 交通安全団体は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

⑤茨城県

⑥群馬県

⑦埼玉県

(関係団体の責務)
 第六条 関係団体は、自転車の安全な利用に関する県民の理解と協力が得られるよう、自転車の安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

⑧千葉県

(関係団体の役割)
 第8条 関係団体は、自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に推進するよう努めるものとする。
 2 関係団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

⑨東京都

(自転車関係団体の役割)
 第9条 自転車の活用等の推進に関する活動を行う団体(次項において「自転車関係団体」という。)は、自転車の活用等に関する機運を醸成するための活動その他自転車の活用等の推進に資する活動を自主的かつ積極的に推進するよう努めるものとする。
 2 自転車関係団体は、国、道及び市町村が実施する自転車の活用等の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

⑩神奈川県

(交通安全団体の責務)
 第8条 交通安全団体は、交通法規の遵守についての啓発その他の自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に推進するよう努めなければならない。
 2 交通安全団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

⑪富山県

⑫山梨県

(交通安全団体の役割)
 第八条 交通安全団体は、基本理念にのっとり、道路の交通に関する法令の遵守についての啓発その他の自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に推進するよう努めるものとする。
 2 交通安全団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

⑬長野県

(交通安全団体の役割)
第9条 交通安全に関する活動を行う団体(第13条及び第16条第2項において「交通安全団体」という。)は、自転車関係法令の遵守に関する啓発その他の自転車による事故を防止するための活動等に努めるものとする。

⑭静岡県

(交通安全団体の啓発活動等)
第7条 交通安全団体は、自転車関係法令の遵守に関する啓発その他の自転車の安全適正利用に関する活動を企画し、県民の参画を得て、積極的に推進するよう努めるものとする。

⑮愛知県

⑯三重県

⑰滋賀県

(交通安全団体等の役割)
第6条 交通安全団体等は、自転車関係法令の遵守に関する啓発、自転車の安全で適正な利用の気運を醸成するための活動その他自転車の安全で適正な利用の促進に資する活動を積極的に推進するよう努めるものとする。
2 交通安全団体等は、国、県および市町が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

⑱京都府

(交通安全活動団体の役割)
第6条 交通安全活動団体は、その活動を通じて自転車の安全な利用の方法について府民の理解を深め、地域における自転車の安全な利用の促進に関する取組を積極的に推進する役割を果たすものとする。

⑲大阪府

(交通安全団体の役割)
第五条 交通安全団体は、安全適正利用を促進するための活動を積極的に推進するよう努めなければならない。
2 交通安全団体は、安全適正利用の促進に関する府の施策に協力するよう努めなければならない。

⑳兵庫県

(交通安全団体の役割)
第4条 交通安全団体は、自転車関係法令の遵守に関する啓発その他の自転車の安全で適正な利用に関する活動を企画し、県民の参画を得て、積極的に推進するよう努めるものとする。

㉑奈良県

(交通安全団体の役割)
第七条 交通安全団体は、関係法令の遵守に関する啓発その他の自転車の安全で適正な利用に関する活動を積極的に推進するよう努めるものとする。
2 交通安全団体は、県が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

㉒和歌山県

㉓鳥取県

㉔徳島県

(関係団体の役割)
第八条 関係団体は、自転車関係法令の遵守に関する啓発その他の自転車の安全で適正な利用に関する取組を企画し、県民の参画を得て、積極的に推進するよう努めるものとする。

㉕香川県

(関係団体の責務)
第6条 関係団体は、基本理念にのっとり、法その他の自転車の利用に関する法令(以下「関係法令」という。)の遵守に関する啓発活動その他の自転車の安全利用に関する活動を積極的に推進するよう努めなければならない。

㉖愛媛県

(関係団体の責務)
第8条 関係団体は、自転車の安全な利用の気運を醸成するための広報活動、啓発活動その他の取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

㉗高知県

(関係団体の役割)
第8条 関係団体は、自転車の安全で適正な利用に関する県民及び事業者の理解を深めるための取組を積極的に推進するよう努めるものとする。
2 関係団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

㉘福岡県

(交通安全団体の役割)
第9条 交通安全団体は、自転車の安全で適正な利用の促進のための活動を積極的に推進するよう努めるものとする。
2 交通安全団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

㉙熊本県

(事業者の責務)
第8条 事業者は、その従業員が自転車の安全で適正な利用をすることができるよう、研修の実施及び情報の提供に努めるものとする。
2 事業者は、県が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めるものとする。

㉚大分県

(交通安全団体の責務)
第七条 交通安全団体は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する活動を積極的に推進するとともに、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

㉛宮崎県

(交通安全団体の役割)
第8条 交通安全団体は、自転車関係法令の遵守についての啓発その他の自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に推進するよう努めなければならない。
2 交通安全団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

㉜鹿児島県

(関係団体の役割)
第10条 関係団体は、自転車関係法令の遵守に関する啓発その他の自転車の安全で適正な利用に関する活動を積極的に推進するよう努めるものとする。
2 関係団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

福島県自転車利用に関する安全・安心条例 (仮称) 素案

■論点4-7 事業者の責務(役割)

条文案

(事業者の責務)
 ○事業者は、自転車の安全で適正な利用について理解を深め、自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

○事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

左記の解説

条例目的の実現のため、事業者が果たすべき役割を明記する。

- ・従業員に対する自転車の安全で適正な利用の啓発を行う。
- ・自転車の安全で適正な利用のための取組を行う。

ここでの事業者とは、自転車の利用主体と同意義であり、「責務」とする。

■他県条例

①北海道
 (事業者の役割)
 第8条 事業者は、自転車の活用等の推進に関する理解を深めるとともに、その事業活動において自転車の活用等の推進を図るよう努めるものとする。
 2 事業者は、その事業活動において従業員その他の者に自転車を利用させるときは、自転車関係法令を遵守させるとともに、乗車用ヘルメットの着用を推奨するものとする。
 3 事業者は、国、道及び市町村が実施する自転車の活用等の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

②青森県
 (事業者の責務)
 第六条 事業者は、基本理念にのっとり、自転車の安全な利用等の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、その事業活動に関し、県が実施する自転車の安全な利用等の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

③宮城県
 (事業者の責務)
 第十条 事業者は、自転車で通勤し、又は事業活動において自転車を利用する従業員に、自転車の安全利用に必要な啓発及び指導を行うよう努めなければならない。
 2 事業者は、自転車の安全利用について理解を深め、その事業活動を通じ、自転車の安全利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。
 3 事業者は、県及び関係機関が実施する自転車の安全利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

④山形県
 (事業者の責務)
 第7条 事業者は、基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を行うよう努めるものとする。
 2 事業者は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

⑤茨城県
 (事業者の責務)
 第4条 事業者は、その事業の用に供する車両の安全な運行を確保するとともに、従業員に対する交通安全教育を行わなければならない。
 2 事業者は、その事業の用に供する自転車(自転車の貸付を業とする場合にあつては、その貸付に係る自転車を含む。)の運行について、自転車損害賠償責任保険等への加入に努めなければならない。
 3 事業者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するための啓発を行い、かつ、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供に努めなければならない。
 (1) 従業員が通常の通勤の方法として自転車を利用する場合 当該従業員
 (2) 自転車の小売を業とする場合 当該自転車の購入者

⑥群馬県
 (事業者の役割)
 第5条 事業者は、その事業の用に供する車両の安全な運行を確保するとともに、従業員に対する交通安全教育を行うよう努めなければならない。

⑦埼玉県
 (事業者の責務)
 第五条 事業者は、従業員に対し、自転車の安全な利用に関する啓発に努めなければならない。
 2 事業者は、自転車の安全な利用に関する理解を深め、自転車の安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。
 3 事業者は、県が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

⑧千葉県
 (事業者の役割)
 第7条 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全で適正な利用に必要な啓発及び指導を行うよう努めるものとする。
 2 事業者は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。
 3 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

⑨東京都
 (自転車使用事業者等の責務)
 第六条 自転車使用事業者は、従業員が自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な措置を講じるとともに、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。
 2 自転車の小売を業とする者(以下「自転車小売業者」という。)、自転車の製造を業とする者、自転車の組立てを業とする者(以下「自転車組立業者」という。)、自転車の整備を業とする者(以下「自転車整備業者」という。)、自転車貸付事業を営む者(以下「自転車貸付業者」という。)、自転車駐車を業とする者(第十三条第二項において「自転車駐車業者」という。)、その他の自転車に関する事業を行う者は、自転車が安全で適正に利用されるよう、事業の実施に関し必要な措置を講じるとともに、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

⑩神奈川県
 (事業者の責務)
 第7条 事業者は、自転車の安全で適正な利用について理解を深め、その事業活動を通じて、自転車の安全で適正な利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。
 2 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全で適正な利用について教育及び啓発を行うよう努めなければならない。
 3 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

⑪富山県
 (事業者の役割)
 第6条 事業者は、基本理念について理解を深め、その事業活動において自転車の活用の推進を図るよう努めるものとする。
 2 事業者は、自転車の活用の推進に当たっては、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車関係法令の遵守に関する啓発その他自転車の安全かつ適正な利用に関する取組を行うよう努めるものとする。
 3 事業者は、県が実施する自転車の活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

⑫山梨県
 (事業者の役割)
 第七条 事業者は、基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自ら自転車の安全で適正な利用のための取組を実施するよう努めるものとする。
 2 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育及び啓発を行うよう努めるものとする。
 3 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

⑬長野県
 (自転車利用事業者等の責務)
 第5条 事業者のうちその事業活動において自転車を利用するもの(次項に規定する自転車貸付事業者を除く。第14条第3項において「自転車利用事業者」という。)は、自転車を利用させる従業員に対して自転車関係法令の遵守に関する教育を行うとともに、その利用する自転車について定期的な点検及び整備に努めるものとする。
 2 自転車を利用しようとする者に対し、継続的に又は反復して自転車を貸し付ける者(以下「自転車貸付事業者」という。)は、貸付けの用に供する自転車について定期的な点検及び整備に努めるとともに、当該自転車の適切な保管に努めるものとする。

⑭静岡県
 (事業者の理解等)
 第6条 事業者は、自転車の安全適正利用に関する理解を深め、その事業活動を通じた自転車関係法令の遵守に関する啓発その他の自転車の安全適正利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。
 2 事業者は、その従業員に対し、自転車関係法令の遵守、自転車に係る点検及び整備の必要性等について、必要な教育を行うよう努めなければならない。
 3 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全適正利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

⑮愛知県
 (事業者の責務)
 第7条 事業者は、自転車をその事業の用に供するときは、基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な利用に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 2 事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

⑯三重県
 (事業者の役割)
 第九条 事業者は、その事業の用に供する車両の安全な運行を確保するとともに、従業員に対し交通安全教育を行うよう努めるものとする。
 2 事業者は、その業務に従事する車両の運転者に対して飲酒、過労、病気等の理由により正常な運転をすることができないおそれがないかどうかの確認をする等、危険な運転の防止に必要な措置を講じなければならない。

⑰滋賀県
 (事業者の役割)
 第5条 事業者は、自転車の安全で適正な利用に関する知識および理解を深め、その従業員に対する自転車関係法令の遵守に関する啓発、環境への負荷の低減等の環境の保全に資する観点からの自転車の事業活動および通勤への利用その他事業活動を通じた自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。
 2 事業者は、国、県および市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

⑱京都府
 (自転車関連事業者等の責務)
 第4条 次に掲げる事業者(以下「自転車関連事業者」という。)は、その事業活動を通じて自転車の安全な利用の方法について府民の理解を深める等自転車の安全な利用の促進に努めなければならない。
 (1) 自転車の小売又は整備若しくは修理を業とする者(以下「自転車小売業者」という。)
 (2) 自転車の貸出しを業とする者(以下「自転車貸出業者」という。)
 (3) 一般公共の用に供される自転車駐車場の管理を業とする者(以下「自転車駐車場管理業者」という。)
 (4) 宅地建物取引業者等(宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者及び賃貸住宅の管理を業とする者をいう。以下同じ。)
 2 自転車関連事業者は、府民等が行う自転車の安全な利用の促進に関する取組に協力するよう努めなければならない。
 3 事業者は、府又は市町村が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

⑲大阪府
 (事業者の役割)
 第四条 事業者は、安全適正利用に関する理解を深め、及びその事業活動を通じた安全適正利用を促進するための活動を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。
 2 事業者は、安全適正利用の促進に関する府の施策に協力するよう努めなければならない。

⑳兵庫県
 (事業者の役割)
 第3条 事業者は、自転車の安全適正利用に関する理解を深め、その事業活動を通じた自転車関係法令の遵守に関する啓発その他の自転車の安全適正利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。
 2 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全適正利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

㉑奈良県
 (事業者の役割)
 第六条 事業者は、自転車を利用して通勤し、又は事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な啓発及び指導を行うよう努めるものとする。
 2 事業者は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。
 3 事業者は、県が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

㉒和歌山県
 (事業者の責務)
 第6条 事業者は、この条例の目的を達成するため、県が実施する自転車の安全利用の促進に関する施策に協力するよう努めるとともに、その事業活動において、従業員の自転車の安全利用に努めるものとする。

㉓鳥取県

㉔徳島県
 (事業者の役割)
 第七条 事業者は、その従業員に対し、自転車の安全で適正な利用に関する啓発及び指導を行うよう努めるものとする。
 2 事業者は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。
 3 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

㉕香川県

㉖愛媛県
 (事業者の責務)
 第7条 事業者は、自転車を利用して通勤する従業員及びその事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全な利用に関する啓発及び指導を行うよう努めなければならない。
 2 事業者は、自転車の安全な利用について理解を深め、自転車の安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。
 3 事業者は、県が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

㉗高知県
 (事業者の役割)
 第7条 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な啓発及び指導を行うよう努めるものとする。
 2 事業者は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車の安全で適正な利用の促進のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。
 3 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

㉘福岡県
 (事業者の役割)
 第8条 事業者は、基本理念についての理解を深め、その事業活動において自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に努めるものとする。
 2 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な啓発及び指導を行うよう努めるものとする。
 3 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

㉙熊本県

㉚大分県
 (事業者の責務)
 第六条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を推進するとともに、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

㉛宮崎県
 (事業者の役割)
 第7条 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全で適正な利用について教育及び啓発を行うよう努めなければならない。
 2 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

㉜鹿児島県
 (事業者の役割)
 第6条 事業者は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、その従業員に対し、自転車の安全で適正な利用に関する啓発及び指導を行うよう努めるものとする。
 2 事業者は、その事業の用に供する自転車について、安全で適正な利用に関する必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。
 3 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

福島県自転車利用に関する安全・安心条例 (仮称) 素案

■論点4-10 自動車運転者の責務(役割)

条文案

(自動車等運転者の責務)
 ○自動車等の運転者は、自転車が車両であることを認識し、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に道路を通行することができるように配慮するよう努めなければならない。
 ○自動車等の運転者は、自転車の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。

左記の解説

条例目的の実現のため、自動車等運転者が果たすべき役割を明記する。
 ・自転車が安全に通行することができるよう配慮する。
 自転車の交通安全のためには、自動車等運転者の法令遵守及び意識醸成が不可欠であることから、「責務」とする。

■他県条例

①北海道
 (自動車等運転者の責務)
 第6条 自動車等の運転者は、自転車が車両であることを認識し、自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行することができるように配慮しなければならない。
 2 自動車等の運転者は、自転車の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。

②青森県

③宮城県
 (自動車等を運転する者の責務)
 第十三条 自動車(法第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。)又は原動機付自転車(同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。)を運転する者は、自転車の側方を通過するときは、交通事故を防止するため、当該自転車との間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。

④山形県

⑤茨城県

⑥群馬県

⑦埼玉県

⑧千葉県

⑨東京都

⑩神奈川県

⑪富山県

⑫山梨県

⑬長野県

(自動車等運転者の遵守事項)
 第10条 自動車等(道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。)を運転する者は、自転車が車両であることを認識し、歩行者、自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行することができるように配慮するよう努めるものとする。

⑭静岡県

⑮愛知県

(自動車等の運転者の責務)
 第八条 自動車等を運転する者は、基本理念にのっとり、自転車が安全に道路を通行することができるように配慮するよう努めなければならない。

⑯三重県

(自動車等運転者の責務)
 第四条 自動車等運転者は、交通安全に関する法令を遵守するとともに、飲酒運転、速度違反、横断歩行者等妨害、妨害運転、スマホ等(スマートフォン、携帯電話端末、タブレット端末又はこれらに類する物をいう。次条及び第六条において同じ。)を使用しながら運転する行為等が交通事故を引き起こす原因となることを認識し、歩行者及び他の車両の運転者の安全に配慮しなければならない。

⑰滋賀県

⑱京都府

⑲大阪府

⑳兵庫県

㉑奈良県

㉒和歌山県

㉓鳥取県

(自転車利用者の安全な通行の確保)
 第12条 自動車を運転する者は、自転車利用者の安全な通行への配慮に努めるとともに、自転車との安全な車間距離の確保その他の適切な運転操作を行うよう努めるものとする。

㉔徳島県

(自動車等運転者の責務)
 第五条 自動車等の運転者は、自転車が車両であることを認識し、歩行者、自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行することができるように配慮するよう努めなければならない。
 2 自動車等の運転者は、自転車の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。

㉕香川県

㉖愛媛県

(自動車等運転者の責務)
 第6条 自動車等の運転者は、自転車が車両であることを認識し、歩行者、自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行することができるように配慮するよう努めなければならない。
 2 自動車等の運転者は、自転車の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。

㉗高知県

(自動車等を運転する者の責務)
 第6条 自動車等を運転する者は、自転車が車両であることを認識し、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に道路を通行することができるように配慮するよう努めなければならない。

㉘福岡県

㉙熊本県

㉚大分県

㉛宮崎県

㉜鹿児島県

福島県自転車利用に関する安全・安心条例 (仮称) 素案

■論点4-11 市町村の役割

条文案

(市町村の役割)
 ○市町村は、その区域内の実情に応じて、県が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

左記の解説

条例目的の実現のため、市町村が果たすべき役割を明記する。
 ・区域内の実情に応じて、県の施策に協力する。

条例目的の実現のためには、市町村の協力が不可欠であるが、実施の程度は、あくまで各自治体の判断に委ねられるべきものであることから、「役割」とする。

■他県条例

①北海道

②青森県

③宮城県

④山形県

⑤茨城県

⑥群馬県

(市町村の役割)
 第3条 市町村は、県の施策とあいまって、当該区域内の実情に応じた交通安全の確保に関する施策を策定し、実施するよう努めなければならない。

⑦埼玉県

⑧千葉県

(市町村の役割)
 第6条 市町村は、その区域内の実情に応じた自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

⑨東京都

⑩神奈川県

⑪富山県

⑫山梨県

⑬長野県

(市町村の役割)
 第6条 市町村は、自転車の利用に関する施策(第12条第1項の規定により県が自転車活用推進計画に基づき実施するものを含む。)について、国、県、事業者その他の関係者と連携協力するよう努めるものとする。
 2 市町村は、その地域の実情に応じた交通安全教育に努めるものとする。

⑭静岡県

⑮愛知県

⑯三重県

(市町村の役割)
 第七条 市町は、県の交通安全に関する施策と相まって、当該市町の実情に応じた交通安全に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

⑰滋賀県

⑱京都府

⑲大阪府

⑳兵庫県

(市町村の責務)
 第6条 市町は、前条の県の施策に準じた施策及びその区域の状況に応じた自転車の安全適正利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。
 2 市町は、前項の施策の実施に当たっては、県との相互の連携及び協力の下、当該施策を効果的に実施するよう努めなければならない。

㉑奈良県

㉒和歌山県

㉓鳥取県

㉔徳島県

㉕香川県

(市町村の役割)
 第7条 市町は、基本理念にのっとり、県及び関係団体と連携し、その地域の実情に応じた自転車の安全利用に関する施策を実施するよう努めるものとする。

㉖愛媛県

㉗高知県

㉘福岡県

(市町村の役割)
 第6条 市町村は、その区域内の実情に応じて、県が実施する自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

㉙熊本県

㉚大分県

㉛宮崎県

㉜鹿児島県

福島県自転車利用に関する安全・安心条例 (仮称) 素案

■論点5 安全教育

条文案

○県は、県民が自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めることができるよう、交通安全教育及び啓発を行うものとする。

○県は、学校、事業者、関係団体及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組等を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

○学校の長は、その児童又は生徒に対し、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めることができるよう、発達の段階に応じた交通安全教育を行うよう努めなければならない。

○保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車を安全で適正に利用するために必要な教育を行うよう努めなければならない。

○高齢者の家族は、その高齢者に対し、自転車を安全で適正に利用するために必要な助言をするよう努めなければならない。

○事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めることができるよう、交通安全教育及び啓発を行うよう努めなければならない。

左記の解説

自転車交通安全の実現のためには、自転車利用者の身近なところで、適正な利用を啓発するための取組が重要である。

県、学校の設置者及び長、児童又は生徒の保護者がそれぞれ交通安全教育に取り組む努力義務を明記する。

■他県条例

①北海道

(自転車交通安全教育の推進)

第11条 道は、道民に対し、自転車の利用のための交通安全教育(第18条において「自転車交通安全教育」という。)を行うものとする。

(学校等における自転車交通安全教育の推進)

第18条 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。)の長は、その児童、生徒又は学生が自転車を安全に利用することができるよう、その発達段階に応じた自転車交通安全教育を行うよう努めるものとする。

2 幼児、児童又は生徒を保護する責任のある者は、その保護する幼児、児童又は生徒に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めるものとする。

⑤茨城県

(生徒等に対する交通安全教育等の推進)

第8条 県民は、幼児、児童及び生徒(以下「生徒等」という。)を交通事故から守るとともに、交通安全思想の定着を図ると、家庭及び地域社会において、生徒等に対し、交通安全教育を行うよう努めなければならない。

2 学校及び保育所(以下「学校等」という。)の管理者は、当該学校等に在籍し、又は入所している生徒等の発達段階に応じた交通安全教育の充実に努めるとともに、生徒等が交通安全に関する活動を行うことができるよう配慮しなければならない。

3 学校等の管理者は、当該学校等に在籍し、又は入所している生徒等及びその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するための啓発を行い、かつ、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

4 生徒等の保護者は、その監護する生徒等に対し歩行者の安全の確保その他の交通事故の防止及び自転車の安全利用について必要な指導を行うとともに、当該生徒等が自転車を安全に利用することができるよう、その運行について自転車損害賠償責任保険等への加入に努めなければならない。

5 県は、前各項の交通安全教育等に関し、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

⑨東京都

(県の交通安全教育等)

第10条 県は、自転車の安全で適正な利用について、県民等及び事業者が関心及び理解を深めることができるよう交通安全に関する教育及び啓発を行うものとする。

(学校等における交通安全教育等)

第11条 県は、県が設置する学校等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。以下同じ。)において、当該学校等に在籍する者に対し、その発達段階に応じ、自転車の安全で適正な利用について教育を実施し、又は指導及び啓発を行うよう努めるものとする。

2 県は、県が設置する学校等以外の学校等の設置者に対し、前項に規定する教育、指導及び啓発を行うよう協力を求めるものとする。

3 県は、前項の教育、指導及び啓発が効果的に行われるよう、同項の学校等の設置者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(家庭における交通安全教育等)

第12条 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用について必要な教育を行うよう努めなければならない。

②青森県

(自転車の安全な利用等に関する教育等)

第十二条 自転車を運転する未成年者の保護者は、当該未成年者に対し、自転車の安全な利用等に関する教育を行うよう努めなければならない。

2 自転車を運転する児童及び生徒が在籍する学校の長は、当該児童及び生徒に対する自転車の利用に係る交通安全教育及び自転車損害賠償責任保険等への加入に関する啓発等自転車の安全な利用等を促進するための取組を実施するよう努めるものとする。

⑥群馬県

(交通安全教育の推進)

第6条 県は、自転車の安全意識の高揚を図り、交通事故を防止するため、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び大学等(以下「学校等」という。)並びに家庭、職場及び地域において、幼児から高齢者に至るまでの各年齢層を対象とした交通安全教育を推進するとともに、交通安全教育に関し情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、高等学校、中等教育学校等の生徒が、在学中に自動車等の免許を取得することが可能な年齢に達することから、交通社会の一員としての責任ある行動がとれるよう、総合的かつ計画的な交通安全教育に努めなければならない。

3 県民は、家庭及び地域において、幼児、児童、生徒及び学生(以下「生徒等」という。)を交通事故から守るとともに、生徒等に対する交通安全教育に努めなければならない。

4 学校等を設置し、又は管理者(第9条の4第2項において「学校設置者等」という。)は、当該学校等に在籍し、又は入所している生徒等に対する心身の発達段階に応じた交通安全教育の充実に努めるとともに、生徒等が自発的に交通安全に関する活動を行うことができるよう配慮しなければならない。

⑩神奈川県

(県の交通安全教育等)

第10条 県は、自転車の安全で適正な利用について、県民等及び事業者が関心及び理解を深めることができるよう交通安全に関する教育及び啓発を行うものとする。

(学校等における交通安全教育等)

第11条 県は、県が設置する学校等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。以下同じ。)において、当該学校等に在籍する者に対し、その発達段階に応じ、自転車の安全で適正な利用について教育を実施し、又は指導及び啓発を行うよう努めるものとする。

2 県は、県が設置する学校等以外の学校等の設置者に対し、前項に規定する教育、指導及び啓発を行うよう協力を求めるものとする。

3 県は、前項の教育、指導及び啓発が効果的に行われるよう、同項の学校等の設置者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(家庭における交通安全教育等)

第12条 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用について必要な教育を行うよう努めなければならない。

③宮城県

(保護者等の責務)

第七条 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全利用に関する教育を行うよう努めなければならない。

(学校の長の責務)

第八条 学校の長は、その児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全利用に関する教育又は啓発を行うよう努めなければならない。

⑦埼玉県

(県民に対する自転車交通安全教育)

第6条 県は、県民に対し、自転車の安全な利用に関する交通安全教育(以下「自転車交通安全教育」という。)を行うものとする。

(児童及び生徒に対する自転車交通安全教育)

第八条 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。以下「学校」という。以下同じ。)の設置者及び長は、その児童及び生徒に対し、その発達の段階に応じた自転車交通安全教育を行うものとする。

2 児童又は生徒の保護者は、その児童又は生徒に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策に関する自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

第九条 県は、高齢者に対し、高齢者の特性に応じた自転車交通安全教育を行うものとする。2 高齢者の家族は、その高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策について助言するよう努めなければならない。

⑪富山県

(自転車交通安全教育)

第13条 県は、県民に対し、自転車の安全かつ適正な利用に関する教育(次項において「自転車交通安全教育」という。)を行うものとする。

2 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。)の長は、その児童、生徒又は学生が自転車を安全かつ適正に利用することができるよう、その発達段階に応じた自転車交通安全教育を行うよう努めるものとする。

④山形県

(家庭における理解の醸成等)

第9条 2 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車を安全で適正に利用させるため、必要な教育を行うよう努めるものとする。

(交通安全教育等)

第10条 県は、県民、事業者等が自転車の安全で適正な利用について理解を深めることができるよう、交通安全教育及び自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行うものとする。

2 県は、事業者、交通安全団体及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組及び施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業員に対し、交通安全教育及び自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行うよう努めるものとする。

4 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)の長は、その児童又は生徒に対し、交通安全教育及び自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行うよう努めるものとする。

5 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校に限る。)の長は、その学生又は生徒に対し、自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行うよう努めるものとする。

⑧千葉県

(県民に対する自転車交通安全教育)

第10条 県は、県民に対し、自転車を安全で適正に利用するための交通安全教育(以下「自転車交通安全教育」という。)を行うものとする。

(学校における自転車交通安全教育等)

第11条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校の設置者及び長(以下「学校の設置者及び長」という。)は、在学する児童、生徒又は学生が自転車を安全で適正に利用することができるよう、その発達の段階に応じた自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

2 学校の設置者及び長は、在学する児童、生徒又は学生が自転車の安全で適正な利用に関する活動を自ら進んで実施するよう配慮しなければならない。

(家庭における自転車交通安全教育等)

第12条 児童等(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。以下同じ。)を保護する責任のある者(以下「保護者」という。)は、その保護する児童等に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

⑫山梨県

(自転車交通安全教育等)

第九条 県は、県民及び事業者が自転車の安全で適正な利用に関する関心と理解を深めることができるよう、交通安全に関する教育を行うものとする。

2 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び大学、同法第百一十四条に規定する専修学校並びに同法第百三十四条第一項に規定する各種学校、教養館の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園並びに児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所(以下この項及び第十四条第六項において「学校等」という。)を設置し、又は管理者(学校)の校長等を含む。第十五条第二項において「学校等の設置者等」という。)は、当該学校等に在籍する幼児、児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育を実施するよう努めるものとする。

3 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する必要な教育を行うよう努めるものとする。

⑬長野県
 (学校の長の役割)
 第8条 学校長(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条第1項に規定する各種学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(第13条において「学校等」という。)の長は、幼児、児童、生徒又は学生が自転車を安全に利用することができるよう必要な教育に努めるものとする。

⑭滋賀県
 (県民に対する自転車交通安全教育)
 第8条 県は、県民に対し、自転車交通安全教育を行うものとする。
 2 県は、自動車等の運転免許を受けた者に対して自転車交通安全教育を行うときは、歩行者および自転車等が道路を安全に通行することができるように配慮して運転することを啓発するとともに、講習その他の機会を利用して行うものとする。
 (学校における自転車交通安全教育)
 第9条 県は、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校および特別支援学校をいう。)において児童および生徒に対する発達段階に応じた自転車交通安全教育を行うよう努めるものとする。
 (家庭および地域における自転車交通安全教育)
 第10条 幼児、児童または生徒を保護する責任のある者(次項において「保護者」という。)は、その保護する幼児、児童または生徒に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めるものとする。
 (事業者による自転車交通安全教育)
 第11条 事業者は、自転車を利用して通勤する従業者およびその事業活動において自転車を利用する従業者に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めるものとする。

⑮奈良県
 (県民に対する自転車交通安全教育)
 第8条 県は、県民に対し、自転車の安全で適正な利用の促進に関する交通安全教育の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。
 (学校における自転車交通安全教育)
 第9条 学校の長は、児童、生徒又は学生に対し、自転車を安全で適正に利用することができるよう、その発達段階に応じた交通安全教育の推進に努めなければならない。
 (保護者による自転車交通安全教育)
 第10条 保護者は、監視する未成年者に対し、自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な交通安全教育の実施に努めなければならない。
 (事業者による自転車交通安全教育)
 第11条 事業者は、従業者に対し、自転車を安全で適正に利用することができるよう、研修の実施及び情報の提供に努めなければならない。

⑯香川県
 (自転車交通安全教育等)
 第8条 県は、自転車利用者が自転車の安全利用に必要な技能及び知識を習得する機会を提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
 2 学校は、その児童、生徒又は学生が自転車を安全に利用することができるよう、発達の段階に応じ、指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。
 3 保護者は、その監視に係る未成年者に対し、指導、助言その他の必要な措置を講ずることにより、自転車の安全利用に必要な技能及び知識を習得させるよう努めなければならない。
 4 事業者は、業務又は通勤のために自転車を利用する従業者に対し、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講ずることにより、自転車の安全利用に必要な技能及び知識を習得させるよう努めなければならない。

⑰熊本県
 (保護者等の責務)
 第6条 保護者等は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、その保護する者又は高齢者に対して、自転車の安全に関する交通事故を防止するため、次の各号(高齢者の家族にあっては、2号)に掲げる事項を講じよう努めるものとする。
 (1) 自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得させること。
 (学校の長の責務)
 第7条 学校(大学を除く。)の長は、当該学校に在学する児童、生徒又は学生が自転車の安全で適正な利用を行うことができるよう、その発達段階に応じた交通安全教育及びその計画的な実施に努めるものとする。
 2 学校教育法第1条に規定する大学の長は、当該大学に在学する学生が自転車の安全で適正な利用を行うことができるよう、必要な啓発に努めるものとする。
 (交通安全教育の推進)
 第17条 県は、道路交通法その他の関係法令の遵守に関する教育その他の自転車の安全で適正な利用に関する交通安全教育の推進に必要な施策を行うものとする。

⑱静岡県
 (保護者等の教育)
 第4条 保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監視するものをいう。以下同じ。)は、その監視する未成年者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な教育を行うよう努めなければならない。
 2 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校(以下、「学校」という。)の長は、その児童、生徒又は学生が自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な教育を行うよう努めなければならない。

⑲京都府
 (自転車交通安全教育等)
 第8条 府は、市町村、府民、学校、交通安全活動団体等と連携し、効果的な自転車交通安全教育の実施に努めるものとする。
 2 保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監視するものをいう。以下同じ)は、その監視する未成年者に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めるものとする。
 3 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校(以下「小学校等」という。)並びに同法第124条に規定する専修学校(同法第125条第1項に規定する高等課程を置くものに限る。)の長は、その児童又は生徒に対し、その発達段階に応じた自転車交通安全教育を実施するよう努めるものとする。
 4 大学その他の教育研究機関(以下「大学等」という。)の長は、自転車の安全な利用の方法について、その学生の理解が深まるよう啓発に努めるものとする。
 5 事業者は、自転車の安全な利用の方法について、その従業者の理解が深まるよう啓発に努めるものとする。
 6 府は、市町村、府民、学校、交通安全活動団体等による自主的な自転車交通安全教育の促進を図るとともに、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるものとする。

⑳和歌山県
 (自転車交通安全教育の促進)
 第7条 県は、自転車の安全利用に関する交通安全教育を行うものとする。

㉑愛媛県
 (県民に対する自転車交通安全教育)
 第9条 県は、県民に対し、自転車の安全な利用に関する教育(以下「自転車交通安全教育」という。)を行うものとする。
 2 県は、自動車等の運転免許を受けた者に対して自転車交通安全教育を行うときは、講習その他の学習の機会を利用して行うものとする。
 (学校における自転車交通安全教育)
 第10条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を設置し、又は管理する者は、在学する幼児、児童、生徒又は学生に対し、その発達段階に応じた自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。
 2 大学、学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を設置し、又は管理する者は、在学する生徒又は学生に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。
 (家庭における自転車交通安全教育等)
 第11条 幼児、児童又は生徒を保護する責任のある者は、その保護する幼児、児童又は生徒に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

㉒大分県
 (自転車交通安全教育等)
 第9条 県は、県民が自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めることができるよう、交通安全教育及び啓発を行うものとする。
 2 県は、事業者、交通安全団体及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組等を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
 3 事業者は、その従業者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めることができるよう、研修の実施及び情報の提供を行うよう努めるものとする。
 4 学校の長は、在学する児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めることができるよう、発達の段階に応じた交通安全教育を行うよう努めるものとする。
 5 保護者は、その監視する未成年者に対し、自転車を安全で適正に利用するために必要な教育を行うよう努めるものとする。

㉓愛知県
 (自転車の安全で適正な利用に関する教育等)
 第10条
 3 保護者は、その監視する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育を行うよう努めなければならない。
 4 学校の長は、その児童、生徒又は学生に対し、その発達段階に応じ、自転車の安全で適正な利用に関する教育又は啓発を行うよう努めなければならない。
 5 自転車等その事業の用に供する事業者は、その事業の用に供する自転車を道路において利用する者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育又は啓発を行うよう努めなければならない。
 6 通勤に自転車を利用する従業者(以下「自転車通勤者」という。)がある事業者は、その自転車通勤者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育又は啓発を行うよう努めなければならない。
 7 自転車の小売又は整備の事業を行う者(以下「自転車小売等事業者」という。)は、その事業を行うに当たっては、自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。
 8 交通安全関係団体は、その活動の機会を通じて、自転車の安全で適正な利用に関する教育又は啓発を行うよう努めなければならない。

㉔大阪府
 (学校の長による交通安全教育等)
 第8条 学校長(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び高等課程を置く専修学校(以下「学校」という。)の長は、児童、生徒及び学生に対し、安全適正利用に関する必要な交通安全教育を行うよう努めなければならない。
 2 府は、府立以外の学校を設置し、又は管理する者に対し、前項に規定する交通安全教育について、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 (保護者等による交通安全教育等)
 第9条 保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監視するものをいう。以下同じ。)は、安全適正利用に関する講習を受講するよう努めるとともに、その監視する未成年者に対し、安全適正利用に関する必要な交通安全教育を行うよう努めなければならない。
 2 事業者は、その従業者に対し、安全適正利用に関する必要な交通安全教育を行うよう努めなければならない。

㉕鳥取県
 第6章 交通安全教育の推進
 第18条 県は、県民等の交通安全に対する意識の高揚を図るため、交通安全又は教育に関係する機関及び団体と連携して交通安全教育を推進するものとする。
 2 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び専修学校その他これに類する施設を設置し、又は管理する者は、幼児、児童、生徒及び学生(以下「児童等」という。)の成長段階に応じた交通安全教育を実施するよう努めるとともに、児童等が地域における交通安全に関する活動に参加できるよう努めるものとする。
 3 県民等は、家庭又は事業所における交通安全教育に努めるとともに、地域における交通安全に関する活動に参加し、又は配慮するよう努めるものとする。

㉖高知県
 (県民に対する自転車交通安全教育)
 第9条 県は、県民に対し、自転車を安全で適正に利用し、歩行者及び自動車等と共に安全に道路を通行することができるようにするための交通安全教育(以下「自転車交通安全教育」という。)を行うものとする。
 2 県は、自動車等の運転免許を受けた者に対して自転車交通安全教育を行うときは、講習その他の学習の機会を利用して行うものとする。
 (学校における自転車交通安全教育)
 第10条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校(以下「学校」という。)の長は、その児童、生徒又は学生に対し、その発達段階に応じた自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。
 2 校長は、児童、生徒又は学生が自転車の安全で適正な利用に関する活動を進め自ら進んで実施するよう配慮しなければならない。
 3 学校教育法第1条に規定する大学、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校の長は、その学生又は生徒に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な啓発を行うよう努めなければならない。
 (家庭における自転車交通安全教育等)
 第11条 幼児等(以下「保護者」という。)は、その保護する児童等に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。
 3 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する事項について助言をするよう努めなければならない。

㉗宮崎県
 (県の交通安全教育等)
 第9条 県は、自転車の安全で適正な利用について、県民等及び事業者が関心及び理解を深めることができるよう交通安全に関する教育及び啓発を行うものとする。
 (学校等における交通安全教育等)
 第10条 県は、県が設置する学校等において、当該学校等に在学する者に対し、自転車の安全で適正な利用について、その発達段階に応じた教育、指導及び啓発を行うよう努めるものとする。
 2 県は、県が設置する学校等以外の学校等を設置し、又は管理する者に対し、当該学校等に在学する者に対する前項の教育、指導及び啓発を行うよう協力を求めるものとする。
 3 前項の場合において、県は、同項の教育、指導及び啓発が効果的に行われるよう、同項の学校等と連携し、又は管理する者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。
 5 (家庭における交通安全教育等)
 第11条 保護者は、その監視する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用について必要な教育を行うよう努めなければならない。

㉘三重県
 (交通安全教育の推進)
 第十二条 県は、県民が交通安全の重要性について理解を深め、安全な行動をとることができるよう、家庭、学校、職場等において、それぞれ自身の身の発達及び地域特性に応じた交通安全教育が行われるための取組を推進するものとする。

㉙兵庫県
 (県の交通安全教育等)
 第7条 県は、県民に対し、自転車の安全適正利用に関する交通安全教育及び啓発を行うものとする。
 (保護者等の教育)
 第8条 保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監視するものをいう。以下同じ。)は、その監視する未成年者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な教育を行うよう努めなければならない。
 2 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校の長は、その児童、生徒又は学生が自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な教育を行うよう努めなければならない。
 3 事業者は、その従業者に対し、自転車関係法令の遵守、自転車に係る点検及び整備の必要性等について、必要な教育を行うよう努めなければならない。

㉚徳島県
 (県民に対する自転車交通安全教育)
 第10条 県は、県民に対し、自転車の安全で適正な利用に関する交通安全教育を行うものとする。
 (学校における自転車交通安全教育)
 第十一條 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一條に規定する学校(幼稚園を除く。)及び同法第二百二十四條に規定する専修学校及び同法第三百三十四條第一項に規定する各種学校の長は、その児童、生徒又は学生が自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な教育を行うよう努めなければならない。
 2 事業者は、その従業員に対し、自転車関係法令の遵守、自転車に係る点検及び整備の必要性等について、必要な教育を行うよう努めなければならない。
 (家庭における自転車交通安全教育等)
 第十二条 保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監視する者をいう。以下同じ。)は、その監視する未成年者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な教育を行うよう努めなければならない。

㉛福岡県
 (県民に対する自転車交通安全教育)
 第12条 県は、県民に対し、自転車交通安全教育を行うものとする。
 2 県は、自転車交通安全教育を行う指導者を育成するものとする。
 (学校における自転車交通安全教育等)
 第13条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の長は、その児童又は生徒に対し、発達の段階に応じた自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。
 2 学校長(同法第1条に規定する大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校並びに規則で定める教育機関)の長は、その学生又は生徒に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な啓発を行うよう努めなければならない。
 (家庭における自転車交通安全教育等)
 第14条 保護者は、その保護する児童等に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

㉜鹿児島県
 (保護者の役割)
 第8条 保護者は、その監視する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する技能及び知識を習得させるよう努めるものとする。
 (学校の長の役割)
 第9条 学校の長は、その学校の児童、生徒又は学生が自転車の安全で適正な利用を行うことができるよう、必要な交通安全教育の実施に努めるものとする。

福島県自転車利用に関する安全・安心条例 (仮称) 素案

■論点6 自転車の点検整備等

条文案

○自転車利用者、その事業活動において自転車を利用する事業者及び自転車貸付業者は、その利用し、又は貸付けの用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

○保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

○自転車小売業者及び自転車貸付業者は、自転車を購入しようとする者及び自転車を借り受けようとする者に対し、自転車の安全で適正な利用に関して必要な情報の提供を行うよう努めるものとする。

左記の解説

自転車の点検整備を行わないと、走行中の故障や、整備不良が原因となる事故を引き起こす可能性が高まる。
自転車利用者、事業者、自転車貸付業者、自転車利用者の保護者それぞれが点検整備を行うべき責務を明記する。

■他県条例

①北海道

(自転車小売業者等による情報提供等)
第17条
2 自転車小売業者は、自転車購入者に対し、自転車の点検及び整備の必要性、乗車用ヘルメットの着用の推奨その他の自転車の活用等の推進に関する必要な情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。

②青森県

③宮城県

(自転車利用者の責務)
第六条
6 自転車利用者は、その利用する自転車について、定期的な点検及び必要な整備を行うよう努めなければならない。
(保護者等の責務)
第七条
3 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、定期的な点検及び必要な整備を行うよう努めなければならない。
(事業者の責務)
第十条
4 事業者は、事業の用に供する自転車について、定期的な点検及び必要な整備を行うよう努めなければならない。

④山形県

(自転車の点検及び整備等)
第14条 自転車利用者、自転車利用事業者及び自転車貸付事業者は、その利用し、又は事業活動者しくは貸付けの用に供する自転車について、点検及び整備を行うよう努めるものとする。
2 自転車貸付事業者及び自転車小売等事業者は、自転車の貸付け等に当たっては、自転車に係る点検及び整備の必要性その他の自転車を安全で適正に利用するために必要な情報の提供を行うよう努めるものとする。
3 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、点検及び整備を行うとともに、当該未成年者に乗車用ヘルメットをかぶらせる等安全上の措置を講ずるよう努めるものとする。

⑤茨城県

⑥群馬県

⑦埼玉県

⑧千葉県

(自転車の点検整備及び防犯対策)
第13条 自転車利用者、自転車貸付業者又は自転車を事業の用に供する事業者は、その利用し、貸し付け、又は事業の用に供する自転車について、安全性を確保するため、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。
2 保護者は、その保護する児童等が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

⑨東京都

(点検整備の実施)
第二十一条 自転車利用者は、その利用する自転車について、自転車点検整備指針を踏まえ、点検整備を行うよう努めなければならない。
2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。
(自転車整備業者による点検整備)
第二十二条 自転車整備業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者の求めに応じて点検整備を行うときは、自転車点検整備指針を踏まえ、点検整備を行うよう努めなければならない。

⑩神奈川県

(点検整備)
第14条 自転車利用者及び事業活動において自転車を利用する事業者は、その利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。
2 自転車貸付業者は、その貸付けの用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行わなければならない。

⑪富山県

⑫山梨県

(点検整備及び防犯対策)
第十一条 自転車利用者、その事業活動において自転車を利用する事業者及び自転車貸付事業者は、その利用し、又は貸付けの用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。
2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。

⑬長野県

⑭静岡県
(自転車の点検及び整備)
第10条 自転車利用者、自転車貸付業者その他事業活動において自転車を利用させる者は、その利用又は事業の用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。
2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

⑮愛知県
(点検整備等)
第九条 自転車利用者若しくはその保護者又は自転車をその事業の用に供する事業者は、その利用し、又は事業の用に供する自転車について、定期的な点検及び必要な整備を行うよう努めるとともに、両側面に反射器材を備える等の交通事故を防止するための対策及び盗難を防止するための対策を講ずるよう努めなければならない。

⑯三重県

⑰滋賀県
(自転車の点検整備および防犯対策)
第13条 自転車利用者は、その利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備するよう努めるものとする。

⑩京都府

⑲大阪府
(自転車の点検及び整備)
第十条 自転車利用者(未成年者を除く。第十二条第一項において同じ。)及び自転車貸付業者その他自転車を事業の用に供する者は、利用し、又は事業の用に供する自転車について、適宜、安全適正利用のために必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。
2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、適宜、安全適正利用のために必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

⑳兵庫県
(自転車の点検及び整備)
第12条 自転車利用者、自転車貸付業者その他事業活動において自転車を利用させる者は、その利用又は事業の用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行うようにするものとする。
2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うようにするものとする。

㉑奈良県
(自転車の点検及び整備)
第十二条 自転車所有者等及び自転車の貸付けを業とする者(以下「自転車貸付業者」という。)その他の自転車を事業の用に供する者は、その利用又は事業の用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行うものとする。
2 保護者は、監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うものとする。

㉒和歌山県

㉓鳥取県

㉔徳島県
(点検整備の実施)
第十三条 自転車を利用する者は、その利用する自転車について、自転車関係法令に規定する基準その他の自転車の安全性に関する基準に適合するよう、自転車の点検及び整備を業として行う者による点検及び整備を行うよう努めなければならない。
2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、前項に規定する点検及び整備を行うよう努めなければならない。

㉕香川県
(自転車の点検整備等)
第10条 自転車利用者及び自転車の貸付けを業とする者その他の事業活動において自転車を利用させる者は、道路において利用し、又は事業の用に供する自転車について、基準(関係法令に規定する自転車の安全性に関する基準並びに知事が定める自転車の点検及び整備に関する基準をいう。第3項において同じ。)に適合するよう、必要な点検及び整備を行わなければならない。
2 保護者は、その監護に係る未成年者が道路において利用する自転車について、前項に規定する点検及び整備を行わなければならない。
3 自転車の点検又は整備を業とする者は、前2項に規定する者の求めに応じて点検又は整備を行うときは、当該自転車について、基準に適合させなければならない。
4 自転車の販売を業とする者は、当該自転車の利用が関係法令の規定に違反することとなることを知って、制動装置、前照灯、反射器材その他の基本的な整備を欠く自転車を販売してはならない。

㉖愛媛県

㉗高知県
(自転車の点検整備等)
第12条 自転車利用者(自転車の利用に係る管理を行う者を含む。以下この条及び第14条において同じ。)、自転車の貸付けを業とする者(以下「自転車貸付業者」という。)及び自転車を事業の用に供する事業者は、自転車の点検整備(自転車の本体及びブレーキ、前照灯、反射器材その他の装備の安全性を確保するために必要な点検及び整備をいう。次項において同じ。)を行うよう努めなければならない。
2 保護者は、その保護する児童等の自転車の点検整備を行うよう努めなければならない。

㉘福岡県
(自転車の点検整備)
第16条 自転車利用者、自転車貸付業者又は自転車を事業の用に供する事業者は、その利用し、貸し付け、又は事業の用に供する自転車について、安全性を確保するために必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。
2 保護者は、その保護する児童等が利用する自転車について、安全性を確保するために必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

㉙熊本県

㉚大分県
(自転車の点検及び整備等)
第十一条 自転車利用者、自転車利用事業者及び自転車貸付事業者は、その利用し、又は事業の用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。
2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。
3 自転車小売等事業者は、自転車を販売し、又は整備するとき、当該自転車を購入し、又は整備を受けようとする者(以下「自転車購入者等」という。)に対し、自転車の点検及び整備の必要性に関する情報を提供するよう努めるものとする。

㉛宮崎県
(自転車の点検整備)
第13条 自転車利用者、事業活動において自転車を利用する事業者及び自転車貸付業者(自転車の貸付けを業とする者をいう。次条第4項及び第15条第3項において同じ。)は、その利用し、事業の用に供し、又は貸し付ける自転車について、必要な点検及び整備(自転車の本体及びブレーキ、前照灯、反射器材その他の装備の安全性を確保するために必要な点検及び整備をいう。次項において同じ。)を行うよう努めなければならない。
2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

㉜鹿児島県

福島県自転車利用に関する安全・安心条例 (仮称) 素案

■論点7 自転車の防犯対策等

条文案

○自転車利用者は、その利用する自転車について、盗難防止のための施錠その他の防犯対策に努めなければならない。

左記の解説

自転車交通安全の実現のためには、走行中又は停車中の犯罪防止の取組が重要である。自転車利用者において、盗難防止などの取り組むべき対策の努力義務を明記する。

■他県条例

①北海道

(自転車小売業者等による情報提供等)
第17条 自転車小売業者は、自転車購入者に対し、防犯登録(自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第12条第3項に規定する防犯登録をいう。)の必要性及び施錠等による防犯の効果を説明するよう努めるものとする。

②青森県

③宮城県

④山形県

(自転車の点検及び整備等)
第14条
9 自転車利用者は、その利用する自転車について、施錠等防犯上の措置を講ずるよう努めるものとする。

⑤茨城県

⑥群馬県

⑦埼玉県

(自転車利用者の責務)
第四条
4 自転車利用者は、その利用する自転車について、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和五十五年法律第八十七号)第十二条第三項の防犯登録を受けるとともに、自転車の盗難防止のための施錠、籠からのひったくりを防止するためのカバーの装着その他の防犯対策に努めなければならない。

⑧千葉県

(自転車の点検整備及び防犯対策)
第13条
3 自転車利用者は、その利用する自転車について、盗難防止のための施錠その他の防犯対策に努めなければならない。

⑨東京都

⑩神奈川県

(交通事故の防止のための措置等)
第13条
3 自転車利用者は、その利用する自転車について、施錠、籠への覆いの装着その他の防犯上の措置を講ずるよう努めなければならない。

⑪富山県

⑫山梨県

(点検整備及び防犯対策)
第十一条
3 自転車利用者は、その利用する自転車について、盗難の防止のための施錠その他の防犯対策に努めるものとする。

⑬長野県

⑭静岡県

⑮愛知県

(点検整備等)
 第九条 自転車利用者若しくはその保護者又は自転車をその事業の用に供する事業者は、その利用し、又は事業の用に供する自転車について、定期的な点検及び必要な整備を行うよう努めるとともに、両側面に反射器材を備える等の交通事故を防止するための対策及び盗難を防止するための対策を講ずるよう努めなければならない。

⑯三重県

⑰滋賀県

(自転車の点検整備および防犯対策)
 第13条
 2 自転車利用者は、その利用する自転車について、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号。以下「自転車安全利用法」という。)第12条第3項に規定する防犯登録を行うほか、自転車の盗難の防止のための施策を行うものとする。

⑱京都府

⑲大阪府

⑳兵庫県

㉑奈良県

㉒和歌山県

㉓鳥取県

㉔徳島県

㉕香川県

㉖愛媛県

㉗高知県

(自転車の点検整備等)
 第12条
 3 自転車利用者は、その利用する自転車について、盗難防止のための施策その他の防犯対策に努めなければならない。

㉘福岡県

㉙熊本県

㉚大分県

(自転車の点検及び整備等)
 第十一条
 4 自転車利用者は、その利用する自転車について、施策等盗難防止のための措置を講ずるよう努めるものとする。

㉛宮崎県

(自転車利用者の責務)
 第五条
 2 自転車利用者は、盗難防止のため、自転車を確実に施錠するよう努めなければならない。

㉜鹿児島県

福島県自転車利用に関する安全・安心条例 (仮称) 素案

■論点8 安全器具の使用等

条文案

○自転車利用者、その事業活動において自転車を利用する事業者及び自転車貸付業者は、その利用し、又は貸付けの用に供する自転車の側面に反射器材を備える等、交通事故を防止し、又は交通事故による被害の軽減を図るための器具を使用する等安全上の措置を講ずるよう努めなければならない。

○保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、交通事故を防止し、又は交通事故による被害の軽減を図るための器具を使用する等安全上の措置を講ずるよう努めなければならない。

左記の解説

自転車交通安全の実現、及び事故発生時の被害軽減のためには、安全器具の使用が重要である。

自転車利用者、事業者、自転車貸付業者における反射器材の使用の努力義務を明記するとともに、保護者が監護する幼児、小中学生に対して、自転車を利用する際に乗車用ヘルメットなどの安全器具を使用させる責務を明記する。

■他県条例

①北海道

(自転車小売業者等による情報提供等)

第17条

2 自転車小売業者は、自転車購入者に対し、自転車の点検及び整備の必要性、乗車用ヘルメットの着用の推奨その他の自転車の活用等の推進に関する必要な情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。

②青森県

(自転車利用者の責務)

第6条

5 自転車利用者は、自らの安全を確保するため、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

(保護者等の責務)

第7条

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

4 七十歳以上の者の親族は、自転車を利用する当該七十歳以上の者に対し、乗車用ヘルメットの着用に関する助言その他の自転車の安全利用のために必要な助言をするよう努めなければならない。

③宮城県

(自転車利用者の責務)

第6条

5 自転車利用者は、自らの安全を確保するため、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

(保護者等の責務)

第7条

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

4 七十歳以上の者の親族は、自転車を利用する当該七十歳以上の者に対し、乗車用ヘルメットの着用に関する助言その他の自転車の安全利用のために必要な助言をするよう努めなければならない。

④山形県

(自転車の点検及び整備等)

第14条

3 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、点検及び整備を行うとともに、当該未成年者に乗車用ヘルメットをかぶらせる等安全上の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 自転車利用者は、乗車用ヘルメットをかぶる等安全上の措置を講ずるよう努めるものとする。

5 自転車利用事業者及び自転車貸付事業者は、自転車を事業活動又は貸付けの用に供するときは、その従業者又は借受者に乗車用ヘルメットをかぶらせる等安全上の措置を講ずるよう努めるものとする。

⑤茨城県

(十八歳未満の者及び高齢者の技能及び知識の習得等)

第十五条 父母その他の保護者(以下単に「保護者」という。)は、その監護する十八歳未満の者が、自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言等を行うことにより、必要な技能及び知識を習得させるとともに、当該十八歳未満の者に反射材を利用させ、乗車用ヘルメットを着用させる等の必要な対策を行うよう努めなければならない。

⑥群馬県

(乗車用ヘルメットの着用)

第9条の2 自転車利用者は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

2 自転車利用者は、自転車に取り付けられた幼児用乗車装置に小学校就学の始期に達するまでの者を乗車させるときは、当該小学校就学の始期に達するまでの者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

3 保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。以下同じ。)は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

(交通安全用具の普及)

第11条 県は、高齢者等の安全の確保を図るため、反射器材、幼児用補助装置その他の交通安全用具の普及に努めるものとする。

⑦埼玉県

(自転車利用者の責務)

第四条

3 自転車利用者は、その利用する自転車の定期的な点検及び整備並びに反射材の装着その他の交通安全対策に努めなければならない。

⑧千葉県

(反射器材の備付け及び乗車用ヘルメットの着用等)

第14条 自転車利用者、自転車貸付業者又は自転車を事業の用に供する事業者は、その利用し、貸し付け、又は事業の用に供する自転車の側面に反射器材を備え付けるよう努めなければならない。

2 自転車利用者は、夜間等における反射材の装着その他その存在を示すために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 保護者は、その保護する児童等が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットその他自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減を図るための器具を着用させ、又は使用させるよう努めなければならない。

4 高齢者は、自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットその他自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減を図るための器具を着用し、又は使用するよう努めなければならない。

⑨東京都

(十八歳未満の者及び高齢者の技能及び知識の習得等)

第十五条 父母その他の保護者(以下単に「保護者」という。)は、その監護する十八歳未満の者が、自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言等を行うことにより、必要な技能及び知識を習得させるとともに、当該十八歳未満の者に反射材を利用させ、乗車用ヘルメットを着用させる等の必要な対策を行うよう努めなければならない。

2 高齢者(六十五歳以上の者をいう。以下この項において同じ。)の親族又は高齢者と同居している者は、当該高齢者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、反射材の利用、乗車用ヘルメットの着用その他の必要な事項について助言するよう努めなければならない。

(安全に資する器具の利用)

第十九条 自転車利用者は、反射材、乗車用ヘルメットその他の交通事故を防止し、又は交通事故の被害を軽減する器具を利用するよう努めるものとする。

⑩神奈川県

(家庭における交通安全教育等)

第12条

2 高齢者(70歳以上の者をいう。)と同居する親族は、乗車用ヘルメットを着用を勧める等当該高齢者の自転車の安全で適正な利用について配慮するよう努めなければならない。

(交通事故の防止のための措置等)

第13条 自転車利用者、事業活動において自転車を利用する事業者及び自転車の貸付けを業とする者(以下「自転車貸付業者」という。)は、その利用し、又は貸付けの用に供する自転車の側面に反射器材を備える等交通事故の防止のための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 保護者は、幼児(法第14条第3項に規定する幼児をいう。以下同じ。)若しくは児童(同項に規定する児童をいう。以下同じ。)が自転車を利用するときは幼児若しくは児童を乗車させて自転車を利用するときは、当該幼児又は児童に、法第63条の11に規定する乗車用ヘルメットの着用に加え、その発達段階に応じ、肘当て、膝当て、手袋その他の交通事故による被害の軽減に資する器具を着用させる等安全上の措置を講ずるよう努めなければならない。

⑪富山県

(自転車交通安全教育等)

第九条

4 高齢者と同居する親族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットをかぶるよう勧奨する等高齢者の自転車の安全で適正な利用に関する必要な助言をするよう努めるものとする。

(交通事故の防止のための措置等)

第十条

2 自転車利用者は、幼児(道路交通法第十四条第三項に規定する幼児をいう。次項において同じ。)を自転車に取り付けられた幼児用座席に乗車させるときは、当該幼児に同法第六十三条の十一の規定により乗車用ヘルメットをかぶらせるとともに、幼児用座席に備えられたベルトを着用させるよう努めるものとする。

3 保護者は、幼児又は児童(道路交通法第十四条第三項に規定する児童をいう。)が自転車を利用するときは、当該幼児又は児童に同法第六十三条の十一の規定により乗車用ヘルメットをかぶらせるとともに、肘当て、膝当て、手袋その他の交通事故による被害の軽減に資する器具を着用させる等の安全上の措置を講ずるよう努めるものとする。

⑫山梨県

(自転車交通安全教育等)

第九条

4 高齢者と同居する親族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットをかぶるよう勧奨する等高齢者の自転車の安全で適正な利用に関する必要な助言をするよう努めるものとする。

(交通事故の防止のための措置等)

第十条

2 自転車利用者は、幼児(道路交通法第十四条第三項に規定する幼児をいう。次項において同じ。)を自転車に取り付けられた幼児用座席に乗車させるときは、当該幼児に同法第六十三条の十一の規定により乗車用ヘルメットをかぶらせるとともに、幼児用座席に備えられたベルトを着用させるよう努めるものとする。

3 保護者は、幼児又は児童(道路交通法第十四条第三項に規定する児童をいう。)が自転車を利用するときは、当該幼児又は児童に同法第六十三条の十一の規定により乗車用ヘルメットをかぶらせるとともに、肘当て、膝当て、手袋その他の交通事故による被害の軽減に資する器具を着用させる等の安全上の措置を講ずるよう努めるものとする。

⑬長野県

⑭静岡県
(高齢者の同居者等の助言)
第5条 高齢者の同居者等は、高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全適正利用に関する事項について必要な助言をするよう努めなければならない。
(自転車の安全適正利用)
第9条
3 前項の場合においては、自転車利用者は、車輪の側面に反射器材を備えたものを利用するよう努めなければならない。
4 自転車利用者は、道路において、自転車に取り付けられた幼児用座席に幼児を乗車させるときは、当該幼児に乗車用ヘルメットを着用させなければならない。
5 児童又は生徒(中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者に限る。)は、通学のために道路において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用しなければならない。
6 保護者は、その監護する幼児、児童又は生徒が道路で自転車を利用するときは、当該幼児、児童又は生徒に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない

⑮愛知県
(点検整備等)
第9条 自転車利用者若しくはその保護者又は自転車をその事業の用に供する事業者は、その利用し、又は事業の用に供する自転車について、定期的な点検及び必要な整備を行うよう努めるとともに、高側面に反射器材を備える等の交通事故を防止するための対策及び盗難を防止するための対策を講ずるよう努めなければならない。
(乗車用ヘルメットの着用)
第11条 自転車利用者は、道路において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。
2 保護者は、その監護する未成年者が道路において自転車を利用するときは、その未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。
3 自転車をその事業の用に供する事業者は、その事業の用に供する自転車をその従業者が道路において利用するときは、その従業者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

⑯三重県
(高齢者の同居者等の助言)
第9条 高齢者の同居者等は、高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全適正利用に関する事項について必要な助言をするよう努めなければならない。
(自転車の安全適正利用)
第11条
2 自転車利用者は、夜間に道路(道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。以下同じ。)で自転車を利用する場合は、前照灯を点灯するとともに、自転車関係法に定める反射器材を備えた自転車又は尾灯を点灯した自転車を利用しなければならない。
3 前項の場合においては、自転車利用者は、自転車の車輪の側面に反射器材を備えたものを利用するよう努めなければならない。
4 保護者は、その監護する幼児又は児童が道路で自転車を乗車させるときは、当該幼児又は児童に対し、乗車用ヘルメットその他の交通事故による被害の軽減に資する器具を使用させるよう努めなければならない。

⑰滋賀県
(県民に対する自転車交通安全教育)
第8条
3 県は、高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用の推奨その他高齢者の特性に応じた自転車交通安全教育を行うものとする。
(家庭および地域における自転車交通安全教育等)
第10条
2 保護者は、その保護する幼児、児童または生徒が自転車で乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。
3 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策について助言するよう努めるものとする。
4 地域の住民は、乗車用ヘルメットを着用することが必要な者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策についての必要な助言および技術的な援助を行うよう努めるものとする。

⑱京都府
(乗車用ヘルメット)
第12条 自転車を利用する者は、道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。)において、自転車に取り付けられた幼児用乗車装置に幼児(6歳未満の者をいう。)を乗車させるときは、当該幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせなければならない。
2 府は、十分な安全性を有する乗車用ヘルメットの普及を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

⑲大阪府
(反射器材の備付け及び乗車用ヘルメット等の着用)
第11条 自転車利用者、自転車貸付業者その他自転車を事業の用に供する者は、夜間において自転車を利用し、又は事業の用に供する場合は、自転車の側面に反射器材を備えるよう努めなければならない。
2 高齢者は、自転車を利用する場合は、乗車用ヘルメットその他自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減を図るための器具を使用するよう努めなければならない。

⑳兵庫県
(高齢者の同居者等の助言)
第9条 高齢者の同居者等は、高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全適正利用に関する事項について必要な助言をするよう努めなければならない。
(自転車の安全適正利用)
第11条
2 自転車利用者は、夜間に道路(道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。以下同じ。)で自転車を利用する場合は、前照灯を点灯するとともに、自転車関係法に定める反射器材を備えた自転車又は尾灯を点灯した自転車を利用しなければならない。
3 前項の場合においては、自転車利用者は、自転車の車輪の側面に反射器材を備えたものを利用するよう努めなければならない。
4 保護者は、その監護する幼児又は児童が道路で自転車を乗車させるときは、当該幼児又は児童に対し、乗車用ヘルメットその他の交通事故による被害の軽減に資する器具を使用させるよう努めなければならない。

㉑奈良県
高齢者の乗車用ヘルメットの着用)
第十三条 高齢者(六十五歳以上の者をいう。以下同じ。)は、乗車用ヘルメットの着用が生命及び身体被害の防止等に有用であることを踏まえ、道路において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めるものとする。
2 高齢者の家族等は、高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策について助言するよう努めなければならない。

㉒和歌山県

㉓鳥取県
(夜間における歩行者用反射材用品の着用の推進)
第8条 高齢者は、夜間に道路を歩行するときは、歩行者用反射材用品(自動車の前照灯その他の照明を反射することによって歩行者の存在を周囲にある者に知らせることができる物をいう。以下同じ。)を着用するよう努めるものとする。
2 県は、高齢者が歩行者用反射材用品を着用するよう啓発を行うものとする。
(自転車利用時の安全対策)
第16条 自転車利用者は、乗車用ヘルメットをかぶるなど、自転車を利用する際の安全対策に努めるものとする。
2 子どもの保護者は、子どもに自転車を利用させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めるものとする。

㉔徳島県
(家庭における自転車交通安全教育等)
第十二条
2 高齢者の同居者等は、高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全で適正な利用に関する事項について必要な助言をするよう努めなければならない。

㉕香川県
売してはならない。
(乗車用ヘルメットに係る情報提供等)
第11条 県及び関係団体は、乗車用ヘルメットの適正な方法による着用の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

㉖愛媛県
(家庭における自転車交通安全教育等)
第11条
2 幼児、児童又は生徒を保護する責任のある者は、その保護する幼児、児童又は生徒が自転車で乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。
3 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策について助言をするよう努めなければならない。

㉗高知県
(家庭における自転車交通安全教育等)
第11条
2 保護者は、その保護する児童等の自転車で反射器材を備えるよう努めるとともに、当該児童等その他の自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

㉘福岡県
(自転車利用者の責務)
第5条
2 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用のため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。
(2) 自転車の側面に反射器材を備え付けること。
(3) 高齢者においては、乗車用ヘルメットを着用すること。
(家庭における自転車交通安全教育等)
第14条
2 保護者は、その保護する児童等が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。
3 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全で適正な利用に関する事項について助言をするよう努めなければならない。

㉙熊本県
(保護者等の責務)
第6条 保護者等は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、その保護する者又は高齢者に対し、自転車に関する交通事故を防止するため、次の各号(高齢者の家族にあっては、第2号)に掲げる措置を講じるよう努めるものとする。
(2) 乗車用ヘルメットの着用及び反射材用品(外部からの光を反射することによりその存在を容易に認識させることを目的とする物品をいう。)の利用をさせること。

㉚大分県
(自転車利用時の安全上の措置)
第十二条 自転車利用者は、自らの安全を確保するため、利用する自転車の種類、時間帯、利用方法等に応じ、反射材及び交通事故の被害を軽減するための器具の使用その他の安全上の措置を講ずるよう努めるものとする。
2 自転車を利用して通学する児童、生徒(中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部に在学する者に限る。次項において同じ。)又は学生(高等専門学校に在学する第一学年から第三学年までの者に限る。次項において同じ。)は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めるものとする。
3 学校(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び高等専門学校に限る。)の長は、在学する児童、生徒又は学生に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の安全上の措置に関する指導を行うよう努めるものとする。
4 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、反射材及び交通事故の被害を軽減するための器具の使用その他の安全上の措置に関する指導を行うよう努めるものとする。
5 高齢者の家族等は、当該高齢者が自転車を利用するときは、反射材及び交通事故の被害を軽減するための器具の使用その他の安全上の措置に関する助言を行うよう努めるものとする。

㉛宮崎県
(家庭における交通安全教育等)
第11条
2 保護者は、その監護する児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。
3 高齢者(70歳以上の者をいう。次条第2項において同じ。)の家族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全で適正な利用に関する事項について必要な配慮をするよう努めなければならない。
(乗車用ヘルメットの着用)
第12条 自転車利用者は、自転車関係法令の定めるところにより自転車に取り付けられた幼児用座席に幼児を乗車させるときは、当該幼児に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。
2 高齢者は、自転車を運転するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

㉜鹿児島県
(乗車用ヘルメットの着用等)
第12条 自転車利用者は、自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めるものとする。
2 自転車利用者は、道路において、自転車に取り付けられた幼児用座席に幼児を乗車させるときは、当該幼児に乗車用ヘルメットを着用させなければならない。
3 保護者は、現に監護する幼児、児童又は生徒(中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学するものに限る。)が、道路において、自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させなければならない。
4 高齢者の同居者等は、高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用について助言するよう努めるものとする。
5 自転車販売業者及び自転車貸付業者は、自転車購入者及び自転車借受者に対し、乗車用ヘルメットの着用について助言するよう努めるものとする。
6 自転車利用者は、夜間において自転車を利用するに当たり、自転車の側面に反射器材を備えるよう努めるものとする。
7 自転車貸付業者又は事業者は、自転車を貸付又はその事業の用に供するときは、自転車の側面に反射器材を備えるよう努めるものとする。
8 県及び関係団体は、乗車用ヘルメットの着用等の普及を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

福島県自転車利用に関する安全・安心条例（仮称）素案

■論点9 広報啓発等

条文案

○県は、国、市町村及び関係団体と相互に連携協力し、自転車の安全で適正な利用を促進するために必要な広報及び啓発を行うものとする。

左記の解説

自転車交通安全の実現のためには、制度の周知等の継続的な広報が有効である。条例の実効性確保のため、県が取り組むべき施策の基本的事項を明記する。

■他県条例

①北海道

(普及啓発等)
第12条 道は、自転車の活用等の推進に関する意識の高揚を図るため、広く道民及び国内外から訪れる観光旅客等に対して、自転車の活用等に関する普及啓発に努めるものとする。
2 道は、自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

②青森県

(県民等の理解の増進)
第八条 県は、自転車の安全な利用等についての県民及び事業者の理解を深めるため、自転車の利用に係る交通安全教育の充実、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する啓発等必要な措置を講ずるものとする。

③宮城県

④山形県

⑤茨城県

⑥群馬県

⑦埼玉県

(啓発活動及び広報活動)
第十三条 県は、自転車の安全な利用に関し、県民、自転車利用者及び事業者の理解と協力を得られるよう啓発活動及び広報活動を行うものとする。

⑧千葉県

(広報及び啓発等)
第16条 県は、国、市町村及び関係団体と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するために必要な広報及び啓発を行うものとする。
2 県は、自転車利用者がその利用する自転車に関する交通事故によって生じた損害を賠償する責任を負う場合があることについて周知を図るとともに、自転車損害賠償保険等への加入を促進するために必要な情報を提供するものとする。

⑨東京都

⑩神奈川県

⑪富山県

⑫山梨県

(安全で適正な利用に関する情報提供)
第十二条 県は、国、市町村及び交通安全団体その他関係団体と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するために必要な広報及び啓発を行うものとする。
2 自転車小売業者は自転車を購入しようとする者に対し、自転車貸付事業者は自転車を借り受けようとする者に対し、それぞれ、自転車の適正な通行の方法その他の自転車の安全で適正な利用のために必要な情報の提供を行うよう努めるものとする。

⑬長野県

Blank box for Nagano Prefecture content.

⑭静岡県

Blank box for Shizuoka Prefecture content.

⑮愛知県

(自転車の安全で適正な利用に関する教育等)
第十条 県は、自転車の安全で適正な利用に関する教育を推進するものとする。
2 県は、市町村、学校、交通安全関係団体等が行う自転車の安全で適正な利用に関する教育を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

⑯三重県

(広報及び啓発)
第十五条 県は、県民及び事業者の交通安全に関する関心及び理解を深めるとともに、積極的な活動が促進されるよう、必要な広報及び啓発を行うものとする。
2 県は、自動車の運行によって他人の生命、身体又は財産が害された場合における損害を賠償することができる保険又は共済及び自転車の運行によって他人の生命又は身体が害された場合における損害を賠償することができる保険又は共済(第二十五条及び第二十六条において「自転車損害賠償責任保険等」という。)への加入に係る啓発及び情報提供を行うものとする。

⑰滋賀県

(広報、啓発等)
第16条 県は、自転車の安全で適正な利用の促進について、県民、自転車利用者および事業者の関心および理解を深めることができるよう、必要な広報および啓発を行うものとする。
2 前項の広報および啓発を行うに当たっては、県は、自転車を利用する県外からの観光旅客の関心および理解を深めることができるよう、必要な配慮をするものとする。

⑱京都府

(広報及び啓発等)
第9条 府は、自転車の安全な利用の方法について府民の理解が深まるよう、交通安全活動団体、市町村及び国と連携し、広報及び啓発を行うものとする。
2 府は、自転車を利用する者による自転車の定期的な点検及び整備を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

⑲大阪府

Blank box for Osaka Prefecture content.

⑳兵庫県

Blank box for Hyogo Prefecture content.

㉑奈良県

Blank box for Nara Prefecture content.

㉒和歌山県

(普及啓発等)
第8条 県は、自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

㉓鳥取県

(安全かつ適正な利用の推進)
第17条 県は、自転車損害賠償保険等への加入、乗車用ヘルメットの着用等、自転車の安全かつ適正な利用が行われるよう啓発を行うものとする。

㉔徳島県

(広報、啓発等)
第十五条 県は、自転車の安全で適正な利用に関し、県民、自転車を利用する者及び事業者の理解と協力を得られるよう広報活動及び啓発活動を行うものとする。
2 県は、自転車を利用する者の自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

㉕香川県

Blank box for Kagawa Prefecture content.

㉖愛媛県

(広報及び啓発)
第12条 県は、自転車の安全な利用の促進について、県民、自転車を利用する者及び事業者の理解と協力を得られるよう広報活動及び啓発活動を行うものとする。

㉗高知県

(広報及び啓発等)
第16条 県は、国、市町村及び関係団体と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するために必要な広報及び啓発を行うものとする。
2 県及び関係団体は、乗車用ヘルメットの適正な方法による着用の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
3 県及び関係団体は、自転車損害賠償保険等への加入の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

㉘福岡県

(広報及び啓発)
第11条 県は、自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に対する県民、自転車利用者及び事業者の関心及び理解を深めることができるよう、必要な広報及び啓発を行うものとする。

㉙熊本県

Blank box for Kumamoto Prefecture content.

㉚大分県

Blank box for Oita Prefecture content.

㉛宮崎県

Blank box for Miyazaki Prefecture content.

㉜鹿児島県

Blank box for Kagoshima Prefecture content.

福島県自転車利用に関する安全・安心条例 (仮称) 素案

■論点10 自転車損害賠償保険等への加入

条文案

○自転車利用者(未成年者を除く。)は、自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

○保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

○事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

○自転車貸付業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車貸付業者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

左記の解説

自転車事故発生による被害者の救済及び加害者の経済的負担の軽減には、自転車損害賠償保険等への加入が有効である。

自転車利用者、自転車を利用する未成年者を監護する保護者、自転車を利用する事業者、自転車貸付事業者それぞれにおいて、保険加入を義務化し、それを明記する。

■他県条例

①北海道

(自転車損害賠償保険等への加入促進)

第16条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等への加入に努めるものとする。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 自転車の小売を業とする者(次条第1項及び第2項において「自転車小売業者」という。)は、自転車を購入しようとする者(同条第1項及び第2項において「自転車購入者」という。)に対し、自転車損害賠償保険等への加入の必要性に関する啓発及び自転車損害賠償保険等に関する情報の提供に努めるものとする。

3 自転車の貸付けを業とする者(次条第3項において「自転車貸付業者」という。)その他の自転車を事業の用に供する事業者は、その事業活動に係る自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。

②青森県

(自転車損害賠償責任保険等への加入)

第十条 自転車の運転者は、当該自転車に係る自転車損害賠償責任保険等に参加するよう努めなければならない。ただし、保護者、事業活動において自転車を運転させる事業者等が当該自転車に係る自転車損害賠償責任保険等に参加している場合は、この限りでない。

③宮城県

(自転車損害賠償保険等への加入)

第十四条 自転車利用者(未成年者及び業務のために自転車を利用する者を除く。)は、自らが被保険者となる自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該自転車利用者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に参加しているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が、当該未成年者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に参加しているときは、この限りでない。

3 事業者は、その事業活動において従業員に自転車を利用させるに当たっては、当該従業員が被保険者となる自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。

4 自転車貸出業者は、その貸出しを受けて道路において自転車を利用する者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。

5 県は、関係機関と連携し、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供、啓発その他の必要な施策を実施する。

6 学校の長は、その児童、生徒若しくは学生又はこれらの保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

④山形県

(自転車損害賠償責任保険等への加入)

第12条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める措置を講ずるものとする。

(1) 自転車利用者 自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加すること。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

(2) 保護者 その監護する未成年者の自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加すること。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

(3) 自転車利用事業者 その事業活動の用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加すること。ただし、当該自転車利用事業者以外の者(前2号に掲げる者を除く。)により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

(4) 自転車貸付事業者 その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加すること。ただし、当該自転車貸付事業者以外の者(第1号及び第2号に掲げる者を除く。)により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

⑤茨城県

(県民の責務)

第3条

4 県民は、自転車を利用する場合にあっては、自転車の運行によって生じた他人の生命又は身体への損害を賠償することができる保険又は共済(以下「自転車損害賠償責任保険等」という。)への加入に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条

2 事業者は、その事業の用に供する自転車(自転車の貸付を業とする場合)にあっては、その貸付けに係る自転車を含む。)の運行について、自転車損害賠償責任保険等への加入に努めなければならない。

⑥群馬県

(自転車損害賠償保険等への加入)

第9条の3 自転車利用者(未成年者を除く。)は、その自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等(自転車の利用によって他人の生命又は身体を害した場合における損害を填補するための保険又は共済をいう。以下この条及び次条において同じ。)に参加しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者の自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しているときは、この限りでない。

3 事業者は、その事業の用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該事業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しているときは、この限りでない。

4 自転車の貸付けを業とする者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該事業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しているときは、この限りでない。

⑦埼玉県

(自転車損害賠償保険等への加入)

第十一条 自転車利用者(未成年者を除く。)は、その自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等(自転車の利用によって他人の生命又は身体を害した場合における損害を填補するための保険又は共済をいう。以下この条及び次条において同じ。)に参加しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者の自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しているときは、この限りでない。

3 事業者は、その事業の用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該事業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しているときは、この限りでない。

4 自転車の貸付けを業とする者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車の貸付けを業とする者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しているときは、この限りでない。

⑧千葉県

(自転車損害賠償保険等への加入)

第15条 自転車利用者(児童等である場合にあっては、その保護者)は、自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努め、加入していないときは、自転車損害賠償保険等への加入に努めなければならない。

2 自転車貸付業者又は自転車を事業の用に供する事業者は、その事業活動に係る自転車損害賠償責任保険等への加入に努めなければならない。

⑨東京都

(自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入等)

第二十七条 自転車利用者(未成年者を除く。以下この条において同じ。)は、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体への損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。

2 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償責任保険等に参加するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

(保護者の自転車損害賠償責任保険等への加入等)

(自転車使用事業者の自転車損害賠償責任保険等への加入等)

(自転車貸付業者の自転車損害賠償責任保険等への加入等)

⑩神奈川県

(自転車損害賠償責任保険等への加入)

第16条 自転車利用者は、その利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者の自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しているときは、この限りでない。

3 事業者は、その事業活動の用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該事業者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しているときは、この限りでない。

4 自転車の貸付けを業とする者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。

⑪富山県

(自転車損害賠償責任保険等への加入等)

第14条 自転車を利用する者及び自転車の貸付を業とする者その他自転車を事業の用に供する者は、自転車の利用に係る事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済(次項及び次条第2項において「自転車損害賠償責任保険等」という。)への加入に努めるものとする。

2 自転車の小売を業とする者は、自転車を購入しようとする者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性に関する啓発及び自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供に努めるものとする。

⑫山梨県

(自転車損害賠償責任保険等への加入)

第十三条 自転車利用者(未成年者を除く。)は、その利用する自転車の当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

3 その事業活動において自転車を利用する事業者は、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。

4 自転車貸付事業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。

⑬長野県

(自転車損害賠償保険等への加入)
第14条 自転車運転者は、自転車損害賠償保険等(自転車の運転により生じた他人の生命又は身体の損害を填補するための保険又は共済をいう。以下同じ。)に加入しなければならない。
2 保護者は、その監護する未成年者若しくは他の者で、未成年者を現に監護する者をいう。は、その監護する未成年者が自転車を運転する場合は、当該未成年者の自転車の運転に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。
4 自転車貸付事業者は、自転車損害賠償保険等に加入している自転車による自転車の貸付けを行わなければならない。

⑭静岡県

(自転車損害賠償保険等への加入)
第14条 自転車利用者は、自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。
2 事業者は、その事業活動において従業者が自転車を運転するときに、当該自転車を利用する者に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

⑮滋賀県

(自転車損害賠償保険等への加入)
第14条 自転車利用者は、自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。
2 事業者は、その事業活動において従業者が自転車を運転するときに、当該自転車を利用する者に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

⑯京都府

(自転車損害賠償保険等への加入)
第14条 自転車利用者は、自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。
2 事業者は、その事業活動において従業者が自転車を運転するときに、当該自転車を利用する者に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

⑰奈良県

(自転車損害賠償責任保険等の加入等)
第14条 自転車の所有者(未成年者を除く。)は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。
2 自転車の利用者(未成年者を除く。)は、前項の規定による所有者の自転車損害賠償責任保険等により、自らの利用に係る損害を填補することができない場合においては、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。
4 事業者は、事業活動において従業者が自転車を運転するときに、当該自転車を利用する者に自転車を利用させるときは、当該自転車を利用する者に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。

⑱香川県

(自転車損害賠償責任保険等への加入)
第12条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。
2 保護者は、その監護に係る未成年者が自転車を運転するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

⑲熊本県

(自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入)
第11条 自転車利用者(未成年者を除く。以下この条において同じ。)は、自転車損害賠償保険等(自転車の利用によって他人の生命又は身体を害したときに生じた損害を賠償する責任が発生した場合に、これによる損害を填補することができるものに限る。以下「自転車損害賠償保険等(生命身体)」という。)に加入しなければならない。
2 自転車利用者は、その事業活動において従業者が自転車を運転するときは、当該自転車を利用する者に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

⑳愛知県

(自転車損害賠償責任保険等への加入)
第十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。
1 自転車利用者又はその保護者
2 自転車を利用する事業者
3 自転車を利用する事業者

㉑大阪府

(自転車損害賠償責任保険等への加入)
第11条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等(自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体)の損害を填補することができる保険又は共済をいう。以下同じ。)に加入しなければならない。
2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を運転するときは、当該未成年者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

㉒和歌山県

(自転車損害賠償責任保険等への加入)
第11条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等(自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体)の損害を填補することができる保険又は共済をいう。以下同じ。)に加入しなければならない。
2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を運転するときは、当該未成年者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

㉓徳島県

(自転車損害賠償責任保険等への加入)
第11条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等(自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体)の損害を填補することができる保険又は共済をいう。以下同じ。)に加入しなければならない。
2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を運転するときは、当該未成年者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

㉔高知県

(自転車損害賠償責任保険等への加入)
第11条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等(自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体)の損害を填補することができる保険又は共済をいう。以下同じ。)に加入しなければならない。
2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を運転するときは、当該未成年者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

㉕福岡県

(自転車損害賠償責任保険等への加入)
第11条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等(自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体)の損害を填補することができる保険又は共済をいう。以下同じ。)に加入しなければならない。
2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を運転するときは、当該未成年者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

㉖鹿児島県

(自転車損害賠償責任保険等への加入)
第11条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等(自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体)の損害を填補することができる保険又は共済をいう。以下同じ。)に加入しなければならない。
2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を運転するときは、当該未成年者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

㉗三重県

(自転車損害賠償責任保険等への加入)
第二十五条 自転車運転者(未成年者を除く。)は、当該運転に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。
2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を運転するときは、当該運転に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。
3 事業者は、その事業活動において従業者が自転車を運転するときは、当該自転車を利用する者に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入するよう努めなければならない。

㉘兵庫県

(自転車損害賠償責任保険等への加入)
第13条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等(自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体)の損害を賠償することができる保険又は共済をいう。以下同じ。)に加入しなければならない。
2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を運転するときは、当該未成年者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

㉙徳島県

(自転車損害賠償責任保険等への加入)
第14条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等(自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体)の損害を賠償することができる保険又は共済をいう。以下同じ。)に加入しなければならない。
2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を運転するときは、当該未成年者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

㉚福岡県

(自転車損害賠償責任保険等への加入)
第17条 自転車利用者(児童等を除く。以下この項において同じ。)は、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。
2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を運転するときは、当該未成年者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

㉛宮崎県

(自転車損害賠償責任保険等への加入)
第14条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等(自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体)の損害を賠償することができる保険又は共済をいう。以下同じ。)に加入しなければならない。
2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を運転するときは、当該未成年者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

㉜鹿児島県

(自転車損害賠償責任保険等への加入)
第14条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等(自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体)の損害を賠償することができる保険又は共済をいう。以下同じ。)に加入しなければならない。
2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を運転するときは、当該未成年者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

福島県自転車利用に関する安全・安心条例 (仮称) 素案

■論点11 自転車損害賠償保険等への加入の確認等

条文案

○自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

○自転車小売業者は、前項の規定による確認により、自転車購入者が自転車損害賠償責任保険等へ加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

○事業者は、自転車を利用して通勤する従業者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

○学校の長は、自転車を利用して通学する児童又は生徒がいるときは、当該利用者及びその保護者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

○自転車貸付事業者は、自転車を貸し付けるときは、当該自転車を借り受けようとする者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

左記の解説

自転車利用者が自転車を利用開始する節目にて、保険加入の有無を確認することは、自転車保険加入の促進のために有効である。
 自転車小売業者、事業者、学校の設置者及び長において、自転車利用に係る保険加入の有無を確認すべき責務を明記する。

■他県条例

①北海道

②青森県

③宮城県

(自転車損害賠償保険等への加入の確認)
 第十五条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等へ加入していることを認められないときは、当該自転車を購入しようとする者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

④山形県

(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)
 第13条 自転車小売等事業者は、自転車の販売等に当たっては、当該自転車を購入しようとする者等(以下「自転車購入者等」という。)に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車小売等事業者は、前項の規定により自転車購入者等が自転車損害賠償責任保険等へ加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者等に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 学校(中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に限る。)の長は、自転車を利用して通学する生徒及びその保護者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。

4 学校の長は、その児童、生徒又は学生に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

5 自転車貸付事業者は、自転車の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)に対し、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

⑤茨城県

⑥群馬県

(自転車損害賠償保険等に関する情報提供等)
 第9条の4 自転車を販売する者は、自転車を販売するときは、自転車の購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、当該自転車を販売する者は、自転車損害賠償保険等へ加入していることを確認することができなかつたときは、当該自転車の購入者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

2 学校設置者等は、通学し自転車を利用している児童及び生徒に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、当該学校設置者等は、自転車損害賠償保険等へ加入していることを確認することができなかつたときは、当該児童及び生徒並びにその保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 県は、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、関係団体と連携し、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

⑦埼玉県

(自転車損害賠償等に関する情報提供等)
 第十二条 自転車の小売を業とする者は、自転車を販売するときは、自転車の購入者に対し、自転車損害賠償等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、自転車の小売を業とする者は、自転車損害賠償等へ加入していることを確認することができなかつたときは、当該自転車の購入者に対し、自転車損害賠償等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

2 学校の設置者及び長は、通学し自転車を利用している児童及び生徒に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、学校の設置者及び長は、自転車損害賠償等へ加入していることを確認することができなかつたときは、当該児童及び生徒並びにその保護者に対し、自転車損害賠償等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 県は、関係団体と連携し、自転車損害賠償等への加入を促進するため、自転車損害賠償等に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

⑧千葉県

⑨東京都

(自転車損害賠償保険等への加入の確認等)
 第二十七条の五 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者(以下「自転車購入者」という。))に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、自転車購入者が自転車損害賠償保険等へ加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 特定事業者は、その従業者のうちに、自転車を利用して通勤する従業者がいるときは、当該従業者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

4 第二項の規定は、前項の特定事業者について準用する。この場合において、第二項中「自転車小売業者」とあるのは「特定事業者」と、「自転車購入者」とあるのは「自転車を利用して通勤する従業者」と読み替えるものとする。

5 自転車貸付業者は、その借受者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

⑩神奈川県

(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)
 第17条 自転車小売等事業者は、自転車を小売し、整備し、又は修理するときは、客に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等へ加入しているかどうかを確認しなければならない。この場合において、客が当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等へ加入していることを確認できないときは、客が当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等へ加入していることを確認できないときは、客が当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報の提供を行わなければならない。

2 前項後段に規定する場合において、自転車小売等事業者は、当該客に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入を勧めるよう努めなければならない。

3 県は、県が設置する学校等において、自転車を利用して通学する者に対し、その者が当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等へ加入しているかどうかを確認するよう努めなければならない。この場合において、その者が当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等へ加入していることを確認できないときは、県は、その者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入について、必要な情報の提供を行い、及び指導するよう努めなければならない。

4 県は、県が設置する学校等以外の学校等の設置者に対し、前項に規定する加入の確認並びに情報の提供及び指導を行うよう協力を求めるものとする。

⑪富山県

⑫山梨県

(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)
 第十四条 自転車小売業者は、自転車を購入しようとする者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等へ加入していることの確認を行わなければならない。

4 事業者は、その従業者のうちに、通勤のため自転車を利用することを常例とする者(次項において「自転車通勤者」という。)があるときは、当該者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等へ加入していることの確認を行うよう努めなければならない。

6 学校等(学校教育法第一条に規定する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に限る。)を設置し、又は管理する者(学校の校長等を含む。次項において「学校等の設置者等」という。))は、通学のため自転車を利用することを常例とする児童又は生徒があるときは、これらの者及びこれらの者の保護者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等へ加入していることの確認を行うよう努めなければならない。

福島県自転車利用に関する安全・安心条例 (仮称) 素案

■論点12 自転車損害賠償保険等に関する情報提供

条文案

○県は、市町村及び関係団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

○事業者は、自転車を利用して通勤する従業者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

○学校の長は、自転車を利用して通学する児童、生徒又は学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

左記の解説

自転車損害賠償保険等への加入促進ためには、自転車利用者に対する継続的な誘致啓発活動が重要である。

自転車小売業者、自転車通勤利用の従業員を雇用する事業者、自転車通学利用の児童生徒が在学する学校それぞれにおいて、保険の加入に関する情報提供の努力義務を明記する。

■他県条例

①北海道

②青森県

(自転車損害賠償責任保険等への加入の勧奨等)
第十一条 自転車の小売を業とする者は、自転車を購入する者に対し、自転車の安全な利用等のために必要な情報を提供するよう努めるとともに、当該購入する自転車に係る自転車損害賠償責任保険等への加入を勧めるよう努めなければならない。

③宮城県

(自転車損害賠償保険等への加入の確認)
第十五条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。
2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認することができないときは、当該自転車を購入しようとする者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

④山形県

(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)
第13条 自転車小売業者等は、自転車の販売等に当たっては、当該自転車を購入しようとする者等(以下「自転車購入者等」という。))に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。
2 自転車小売業者等は、前項の規定により自転車購入者等が自転車損害賠償責任保険等へ加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者等に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。
3 学校(中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に限る。)の長は、自転車を利用して通学する生徒及びその保護者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。
4 学校の長は、その児童、生徒又は学生に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。
5 自転車貸付事業者は、自転車の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。))に対し、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

⑤茨城県

(事業者の責務)
第4条
3 事業者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するための啓発を行い、かつ、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供に努めなければならない。
(1) 従業員が通常の通勤の方法として自転車を利用する場合 当該従業員
(2) 自転車の小売を業とする場合 当該自転車の購入者

⑥群馬県

(自転車損害賠償保険等に関する情報提供等)
第9条の4 自転車を販売する者は、自転車を販売するときは、自転車の購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、当該自転車を販売する者は、自転車損害賠償保険等へ加入していることを確認することができなかったときは、当該自転車の購入者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。
2 学校設置者等は、通学し自転車を利用している児童及び生徒に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、当該学校設置者等は、自転車損害賠償保険等へ加入していることを確認することができなかったときは、当該児童及び生徒並びにその保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。
3 県は、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、関係団体と連携し、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

⑦埼玉県

(自転車損害賠償保険等に関する情報提供等)
第十二条 自転車の小売を業とする者は、自転車を販売するときは、自転車の購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、自転車の小売を業とする者は、自転車損害賠償保険等へ加入していることを確認することができなかったときは、当該自転車の購入者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。
2 学校の設置者及び長は、通学し自転車を利用している児童及び生徒に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、学校の設置者及び長は、自転車損害賠償保険等へ加入していることを確認することができなかったときは、当該児童及び生徒並びにその保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。
3 県は、関係団体と連携し、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

⑧千葉県

⑨東京都

(自転車損害賠償保険等への加入の確認等)
第二十七条の五 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者(以下「自転車購入者」という。))に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。
2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、自転車購入者が自転車損害賠償保険等へ加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。
3 特定事業者は、その従業者のうち、自転車を利用して通勤する従業者がいるときは、当該従業者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。
4 第二項の規定は、前項の特定事業者について準用する。この場合において、第二項中「自転車小売業者」とあるのは「特定事業者」と、「自転車購入者」とあるのは「自転車を利用して通勤する従業者」と読み替えるものとする。
5 自転車貸付事業者は、その借受者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

⑩神奈川県

(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)
第17条 自転車小売業者等は、自転車を小売し、整備し、又は修理するときは、客に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等へ加入しているかどうかを確認しなければならない。この場合において、客が当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等へ加入していることを確認できないときは、当該客に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報の提供を行わなければならない。
2 前項後段に規定する場合において、自転車小売業者等は、当該客に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入を勧めるよう努めなければならない。
3 県は、県が設置する学校等において、自転車を利用して通学する者に対し、その者が当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等へ加入しているかどうかを確認するよう努めなければならない。この場合において、その者が当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等へ加入していることを確認できないときは、県は、その者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入について、必要な情報の提供を行い、及び指導するよう努めなければならない。
4 県は、県が設置する学校等以外の学校等の設置者に対し、前項に規定する加入の確認並びに情報の提供及び指導を行うよう協力を求めるものとする。

⑪富山県

(自転車損害賠償保険等への加入等)
第14条 自転車を利用する者及び自転車の貸付を業とする者その他自転車を事業の用に供する者は、自転車の利用に係る事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済(次項及び次条第2項において「自転車損害賠償保険等」という。))への加入に努めるものとする。
2 自転車の小売を業とする者は、自転車を購入しようとする者に対し、自転車損害賠償保険等への加入の必要性に関する啓発及び自転車損害賠償保険等に関する情報の提供に努めるものとする。

⑫山梨県

(自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供等)
第十五条 県は、交通安全団体、市町村、自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者その他関係団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
2 学校等の設置者等は、自転車を利用する幼児、児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供を行うよう努めるものとする。

⑬長野県

(自転車損害賠償保険等に関する情報提供)
第16条 県は、自転車損害賠償保険等の加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の措置を講ずるものとする。
2 交通安全団体、自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者(保険法(平成20年法律第56号)第2条第2号に規定する保険者をいう。)は、自転車損害賠償保険等に加入しようとする者の利便を図るため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

⑭滋賀県

(自転車損害賠償保険等の加入の確認等)
第15条 自転車小売を業とする者(以下「自転車小売業者」という。)は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者(以下「自転車購入者」という。)に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置の有無を確認しなければならない。
2 自転車小売業者は、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられていることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供し、自転車損害賠償保険等の加入を勧奨するものとする。
3 前2項の規定は、自転車の貸付けを業とする者が自転車を貸し付けるときについて準用する。

⑮奈良県

情報の提供等)
第16条 県は、市町村、自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
2 学校の設置者は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供しよう努めなければならない。
3 自転車貸付業者及び自転車小売業者は、自転車の借受人及び自転車購入者に対し、安全に利用できる自転車の選択等の助言等、自転車の安全で適正な利用に関して必要な情報の提供及び助言を行うよう努めなければならない。

⑯香川県

(自転車損害賠償等に係る情報提供等)
第14条 県及び関係団体は、自転車損害賠償等について、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

⑰熊本県

(自転車損害賠償保険等への加入の確認等)
第15条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車の購入者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等(生命身体)の加入の有無を確認しよう努めるものとする。
2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等(生命身体)に加入していることを確認できないときは、当該自転車の購入者に対し、自転車損害賠償保険等(生命身体)への加入に関する情報を提供しよう努めるものとする。
3 事業者は、自転車を利用して通勤する従業員に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等(生命身体)の加入の有無を確認しよう努めるものとする。
4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。
5 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供しよう努めるものとする。

⑱静岡県

(自転車損害賠償保険等に関する情報提供)
第13条 県、交通安全団体、自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者等は、自転車損害賠償保険等に加入する者の利便に資するため、相互の連携及び協力の下、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

⑲京都府

(自転車損害賠償等への加入の確認等)
第19条
2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償等に係る契約の締結等がされているかどうかを確認することができなかったときは、当該顧客等に対し、自転車損害賠償等に関する情報を提供しよう努めなければならない。
3 自転車貸出業者は、業として自転車を貸し出すときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償等の内容に関する情報を提供しなければならない。
4 自転車駐車場管理者は、その管理する自転車駐車場の利用者に対し、自転車損害賠償等に関する情報を提供しよう努めなければならない。
5 宅地建物取引業者等は、その全部又は一部を居住の用に供する建物につき売却若しくは交換(当該建物を引き渡す場合に限る。以下同じ。)又は売却、交換若しくは賃借の代理若しくは媒介を行う場合の取引の相手方(賃借の代理又は媒介にあつては、賃借人)又はその管理する賃貸住宅の賃借人に対し、自転車損害賠償等に関する情報を提供しよう努めなければならない。

⑳和歌山県

情報の提供等)
第16条 県は、市町村、自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
2 学校の設置者は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供しよう努めなければならない。
3 自転車貸付業者及び自転車小売業者は、自転車の借受人及び自転車購入者に対し、安全に利用できる自転車の選択等の助言等、自転車の安全で適正な利用に関して必要な情報の提供及び助言を行うよう努めなければならない。

㉑愛媛県

(自転車損害賠償等に係る情報の提供等)
第17条 県は、市町、自転車損害賠償等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償等への加入を促進するため、自転車損害賠償等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
2 学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を設置し、又は管理する者は、自転車を利用する在学する児童、生徒又は学生及びこれらの者を監護する保護者に対し、自転車損害賠償等に関する情報を提供しよう努めなければならない。

㉒大分県

(自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供)
第15条 県は、市町村、事業者、交通安全団体及び自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供しよう努めるものとする。
2 事業者は、その従業員に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供しよう努めるものとする。
3 学校の長は、在学する児童、生徒又は学生及びその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供しよう努めるものとする。

㉓愛知県

(自転車損害賠償責任保険等への加入の促進)
第14条 県は、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。
2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者に対し、その自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しているかどうかを確認しよう努めるとともに、これに加入していることを確認することができないときは、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。
一 自転車通学者がある学校の長 その自転車通学者
二 自転車通業者がある事業者 その自転車通業者
三 自転車小売等事業者 その自転車小売等事業者から自転車を購入する者又はその自転車小売等事業者が自転車の整備を依頼する者
3 交通安全関係団体は、その活動の機会を通じて、自転車損害賠償責任保険等への加入に関し、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

㉔大阪府

(自転車損害賠償等への加入の確認等)
第19条
2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償等に係る契約の締結等がされているかどうかを確認することができなかったときは、当該顧客等に対し、自転車損害賠償等に関する情報を提供しよう努めなければならない。
3 自転車貸出業者は、業として自転車を貸し出すときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償等の内容に関する情報を提供しなければならない。
4 自転車駐車場管理者は、その管理する自転車駐車場の利用者に対し、自転車損害賠償等に関する情報を提供しよう努めなければならない。
5 宅地建物取引業者等は、その全部又は一部を居住の用に供する建物につき売却若しくは交換(当該建物を引き渡す場合に限る。以下同じ。)又は売却、交換若しくは賃借の代理若しくは媒介を行う場合の取引の相手方(賃借の代理又は媒介にあつては、賃借人)又はその管理する賃貸住宅の賃借人に対し、自転車損害賠償等に関する情報を提供しよう努めなければならない。

㉕鳥取県

(自転車損害賠償保険等の加入)
第15条
5 自転車の小売を業とする者は、自転車を購入しようとする者に対し、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するとともに、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供しよう努めるものとする。

㉖高知県

(自転車損害賠償保険等への加入に関する情報提供)
第15条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入した者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供しよう努めるものとする。ただし、当該自転車を購入した者が自転車損害賠償保険等に加入していることを確認することができた場合は、この限りでない。

㉗宮崎県

(自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供)
第16条 県は、市町村、交通安全団体、自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
2 学校等を設置し、又は管理する者は、自転車を利用する学生、生徒、児童及び幼児並びにその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供しよう努めなければならない。

㉘三重県

(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)
第26条 自転車の小売を業とする者(以下この項において「自転車小売業者」という。)は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者(以下この項において「自転車購入者」という。)に対し、当該自転車の運転に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認しなければならない。この場合において、自転車小売業者は、自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認することができなかったときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供しなければならない。
2 自転車貸付事業者は、その借受人に対し、当該自転車の運転に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供しなければならない。

㉙兵庫県

(自転車損害賠償保険等に関する情報提供)
第15条 県、交通安全団体、自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者等は、自転車損害賠償保険等に加入する者の利便に資するため、相互の連携及び協力の下、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

㉚徳島県

情報の提供等)
第16条 県は、市町村、自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
2 学校の設置者は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供しよう努めなければならない。
3 自転車貸付業者及び自転車小売業者は、自転車の借受人及び自転車購入者に対し、安全に利用できる自転車の選択等の助言等、自転車の安全で適正な利用に関して必要な情報の提供及び助言を行うよう努めなければならない。

㉛福岡県

(自転車損害賠償保険等への加入の確認等)
第18条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、自転車を購入する者に対し、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認しよう努めなければならない。
2 事業者は、その従業員のうち通常通勤の方法として自転車を利用する者があるときは、当該従業員に対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認しよう努めなければならない。
3 第13条第1項に規定する学校の長は、その児童又は生徒のうち通常通勤の方法として自転車を利用する者があるときは、当該児童又は生徒及びその保護者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認しよう努めなければならない。
4 自転車小売業者は、第1項の規定による確認により自転車損害賠償保険等に加入していることを認めることができないときは、自転車を購入する者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供しよう努めなければならない。
5 前項の規定は、第2項及び第3項の場合について準用する。

㉜鹿児島県

(自転車損害賠償保険等への加入)
第11条
3 前項の場合において、自転車損害賠償保険等に加入していることを確認できないときは、自転車販売業者は、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供し、自転車損害賠償保険等への加入を勧めるよう努めるものとする。

福島県自転車利用に関する安全・安心条例 (仮称) 素案

■論点13 推進体制の構築

条文案

○県は、市町村及び関係団体等と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するための協力体制を整備するものとする。

左記の解説

様々な主体が連携して自転車交通安全の取組を推進していくために体制構築が必要である。そのために、県が取り組むべき施策の基本的事項を明記する。

■他県条例

①北海道
(体制の整備)
第10条 道は、国、市町村等と連携し、自転車の活用等を総合的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

②青森県
(支援)
第十三条 県は、自転車の安全な利用等の促進に関する活動を行う県民及び事業者に対し、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。
2 県は、市町村が自転車の安全な利用等の促進に関する施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

③宮城県

④山形県

⑤茨城県
(交通安全に関する知識の普及等)
第6条 県は、交通安全に関する知識の普及及び思想の高揚を図るため、交通安全教育の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。
2 県は、車両の安全かつ円滑な交通に資するため、県民及び事業者に対し、道路及び交通に関する状況、事故発生の状況その他の情報を迅速かつ的確に提供するものとする。
3 県は、第1項の措置及び前項の情報の提供に関し、市町村及び交通安全関連団体との連携協力体制を整備するものとする。

⑥群馬県

⑦埼玉県

⑧千葉県

⑨東京都

⑩神奈川県

⑪富山県

⑫山梨県

⑬長野県
(推進体制の整備等)
第12条 県は、市町村、県民、事業者等と連携を図り、自転車の安全で快適な利用を推進する体制を整備し、自転車活用推進計画に基づく施策を推進するものとする。
2 知事は、毎年、自転車活用推進計画に基づく施策の実施状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。

⑭静岡県

⑮愛知県

⑯三重県

⑰滋賀県
(市町等との連携協力、運動の展開等)
第7条 県は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の推進に当たっては、市町等と相互に連携協力を図るとともに、当該市町等とともに協働して行う自転車の安全で適正な利用の促進に関する運動を効果的かつ計画的に展開するものとする。
2 県は、自転車の安全で適正な利用の促進を図る上で市町が果たす役割の重要性に鑑み、市町が自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を策定し、および実施するときは、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。

⑱京都府

⑲大阪府

⑳兵庫県

㉑奈良県

㉒和歌山県

㉓鳥取県

㉔徳島県

㉕香川県

㉖愛媛県

㉗高知県

㉘福岡県

㉙熊本県
(推進体制の整備)
第16条 県は、市町村、保護者等、学校の長、事業者、自転車小売業者及び自転車貸付業者と連携し、自転車安全利用促進施策を計画的に推進するための体制の整備に必要な措置を行うものとする。

㉚大分県

㉛宮崎県

㉜鹿児島県

福島県自転車利用に関する安全・安心条例 (仮称) 素案

■論点14 (追加) 道路環境の整備

条文案

○県は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、国及び市町村と連携し、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行できる道路環境の整備を図るものとする。

左記の解説

道路環境の整備は、自転車交通の安全確保のため必要な視点である。福島県自転車活用推進計画との関連性を明らかにする。

■他県条例

①北海道

(自転車専用道路等の整備)

第13条 道は、自転車の活用等の推進を図るため、国及び市町村と連携し、その管理する道路の保全を適切に行うとともに、道路法(昭和27年法律第180号)第48条の14第2項に規定する自転車専用道路、自転車活用推進法(平成28年法律第113号)第8条第1号の自転車専用車両通行帯等の整備に努めるものとする。

②青森県

(道路交通環境の整備)
第10条 県は、道路の交通環境の整備を図るため、交通安全施設の整備、交通管制の高度化その他の必要な措置を講ずるものとする。

③宮城県

(道路交通環境の整備)

第十六条 県は、関係機関と相互に連携し、自転車利用者が自転車を安全に利用できる道路交通環境の整備に関する事業を推進するものとする。

④山形県

(路面表示等)

第11条 県は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、自転車が通行する場所を明示する路面への表示(道路交通法第2条第1項第16号に規定する道路標示を除く。)その他の必要な措置を講ずるものとする。

⑤茨城県

(道路交通環境の整備)

第5条 県は、道路の交通環境の整備を図るため、交通安全施設の整備、交通の規制及び管制の合理化その他の必要な措置を講ずるものとする。
2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、高齢の歩行者、身体に障害のある歩行者、幼児及び児童の保護が図られるよう配慮するものとする。
3 県は、国、市町村及び道路の交通環境の整備を行う機関と連携して、交通事故が多発する箇所を点検し、道路の交通環境の状況を把握するよう努めるものとする。

⑥群馬県

(道路交通環境の整備)

第10条 県は、道路の交通環境の整備を図るため、交通安全施設の整備、交通管制の高度化その他の必要な措置を講ずるものとする。
2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、高齢者等の安全の確保が図られるよう配慮するものとする。
3 県は、国、市町村及び道路の交通環境の整備を行う機関と連携して、交通事故が多発する箇所において現地の状況を診断し、必要があると認めるときは、各道路の管理者に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

⑦埼玉県

(道路環境の整備)

第十七条 県は、自転車の安全な利用の促進を図るため、歩行者、自転車及び自動車等が安全に通行できる道路環境の整備に努めるものとする。

⑧千葉県

(道路環境の整備)

第17条 県は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行できる道路環境の整備を図るものとする。

⑨東京都

(自転車道の整備等)

第二十四条 都は、自転車道、自転車駐車場その他の自転車の安全で適正な利用のための環境の整備に資する事業が効果的かつ適切に実施されるよう、区市町村その他の関係者と連携して必要な措置を講ずるものとする。

⑩神奈川県

(環境の整備)

第9条 県は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、自転車を利用する環境の整備に努めるものとする。

⑪富山県

(自転車通行空間の整備)

第10条 県は、国及び市町村と連携して、歩行者並びに自転車及び自動車等を利用する者が互いに安全で安心して通行することができる自転車通行空間(自転車が通行するための道路又は道路の部分等をいう。)の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

⑫山梨県

(交通環境の整備)

第十九条 県は、国、市町村及び交通安全団体その他関係団体と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するため、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行することができるよう、交通環境の整備を図るものとする。

⑬長野県

⑭静岡県

⑮愛知県

⑯三重県

(道路交通環境の整備)
 第十一条 県は、交通安全施設等の整備及び実情に合った見直しその他必要な措置を講じるものとする。
 2 県は、前項の措置を講じるに当たっては、子ども等の安全の確保が図られるよう配慮するものとする。
 3 県は、国、市町及び道路交通環境の整備を行う機関と連携して、危険箇所等を点検し、道路交通環境の状況を把握するよう努めるものとする。

⑰滋賀県

(道路環境の整備等)
 第18条 県は、自転車の安全で適正な利用の促進を図るため、その管理する道路の保全(除雪、除草等を含む。)を適切に行うとともに、自転車道、自転車歩行者道等の整備、自転車の通行することのできる路側帯、自転車専用の車両通行帯および自転車横断帯の設置その他必要な道路の環境の整備に努めるものとする。
 2 県は、市町が行う自転車等駐車場(自転車安全利用法第2条第3号に規定する自転車等駐車場をいう。)に関する整備その他自転車の安全で適正な利用の促進を図るための道路の環境の整備に対する支援その他必要な措置を講ずるものとする。

⑱京都府

⑲大阪府

⑳兵庫県

(環境の整備等)
 第16条 県は、歩行者、自転車等が安全に通行することができるよう、自転車道、自転車レーン等の整備に努めるとともに、市町等が行う放置されている自転車の撤去、自転車駐車場の整備等について必要な支援を行うよう努めるものとする。

㉑奈良県

㉒和歌山県

㉓鳥取県

(交通安全を確保するための施設の整備)
 第19条 県は、市町村及び国と連携して道路及び交通安全施設の整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

㉔徳島県

㉕香川県

(自転車に係る道路交通環境の整備促進)
 第15条 県は、市町、県民、事業者及び関係団体と連携し、自転車を安全に利用することができる道路交通環境の整備の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

㉖愛媛県

(道路環境の整備)
 第19条 県は、自転車の安全な利用の促進を図るため、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行することができる道路の環境の整備に努めるものとする。

㉗高知県

㉘福岡県

(自転車を快適に利用できるまちづくり)
 第24条 県は、自転車を快適に利用できるまちづくりを推進するため、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行できる道路環境の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

㉙熊本県

㉚大分県

(道路交通環境の整備等)
 第十条 県は、国、市町村及び交通安全団体その他の団体と連携し、自転車を安全に利用することができる道路交通環境の整備及び保全のために必要な措置を講ずるものとする。

㉛宮崎県

(道路環境の整備)
 第17条 県は、自転車の安全で適正な利用の促進を図るため、歩行者、自転車及び自動車等が安全に通行できる道路環境の整備に努めるものとする。

㉜鹿児島県

(自転車利用環境の整備)
 第13条 県は、国、市町村及び関係団体と連携し、歩行者及び自転車が安全に通行することができるよう、必要な道路の環境の整備に努めるものとする。